足利直義発給文書の研究

――いわゆる「二頭政治」の構造―

森*

茂

暁

次

目

はじめに

第一章 下文・下知状系

第一節 足利直義下文

《二節》足利直義下知状―特に裁許状―

第三節 足利直義寄進状

五七三

*福岡大学人文学部教授

第四節 足利直義禁制

第二章 御教書系

第五節

足利直義過所

第一節 足利直義軍勢催促状・感状

第二節 足利直義御祈御教書

第三節

その他の用途

第三章 足利直義文書に関する二、三の問題 勅裁の施行―武家施行状

第一節

守護職の補任

第三節 花押の変遷と巨大花押

結

/]\

はじめに

南北朝時代の政治史研究にとって、室町幕府初代将軍足利尊氏およびその弟直義、さらに尊氏嫡子で第二代将軍と

(2)

なる足利義詮の役割はこの上もなく重要であり、彼らの政治・軍事的な動向を考察することによって、 初期室町幕府

支配構築の道筋を解明することが可能である。

光彩を放ち、とても一筋縄ではとらえることができない人物であることによろう。 ぜか十分な研究の光が当てられなかった。ひとつの理由としては、直義が政治のみならず思想・文化の面においても どと呼ばれ、 しかも本稿で注目する足利直義については、彼が「天下執権人」「三条左武衛大将軍」「日ノ本之将軍」「下御所」な 南北朝時代を理解するうえで極めて重要なキーマンであることが自明なのにもかかわらず、これまでな

為広が書写したとされる「公武補任次第」に、以下のようなものがある。 足利直義のプロフィールを簡潔に示す史料記事をあげるとすれば、 戦国時代の大永年間 (一五二一一二八)

大休寺殿 直義

等持院○御弟。号錦小路殿。 又申坊門殿。 為大樹御代、被成 御下知畢。観応三年二月廿六日卒去。法名恵源

雅字古山。贈三品

親裁したという意) 直義の歴史的役割を端的に表現しているのは、 の個所である。 まさにこの記事に象徴されるように、 「為大樹御代、 被成 御下知畢」 南北朝時代の立役者たる足利直義ぬきでは (直義が将軍尊氏に代わって諸事を

足利直義発給文書の研究

五七五

に冷泉

この時代は語れない。 南北朝時代初期の幕府政治が足利尊氏と弟直義による二頭政治の形をとったことはつとに知ら

れている。 たとえば、 佐藤進一の言葉を借りると、以下のごとくである。

与えるときの充行の下文は尊氏が発給し、訴訟裁決の下知状は直義が発給したのである。 にいえば、武士の統率は尊氏、裁判その他の政務は直義が担当した。幕府の文書についていえば、武士に恩賞を 室町幕府草創の約十五年間は、尊氏・直義兄弟の二頭政治であったことは前述したが、その二頭政治とは、 簡単

係はどうであったか、それは何故に破綻したのかなどという、 始まりいつまで続いたとみてよいか、また幕府政治の中心に位置する尊氏・直義の権限上の相互関係はどうであった か、直義の政道に重心をおく権力が極点に達したのはどの時期か、さらに尊氏の嫡子で後継者の義詮との政治的な関 あるいは二元的支配と簡単に呼ぶけれども、それがいったいどのような政治・思想的契機や背景のもとに、いつから いわば二頭政治の中身を具体的に考えるためのキーポ

ここまでは多くの研究者によって言い古されてきた。しかし今日、足利尊氏と一歳年下の弟直義による二頭政治、

(4)

治過程の理解に資そうとするものであるが、 本稿はこうした点に留意し、 足利直義の発給文書の考察を通して、室町幕府開設から観応の擾乱に至る室町幕府政 眼目のひとつは、くだんの二頭政治がどのような政治的・思想的な背景

イントの検討が十分になされているとはいいがたい。

のもとに開始されたかといういわば二頭政治の成立をめぐる問題の検討である。このことを考えるときまずヒントに

なるのは、 室町幕府に近い者の述作とされる 『梅松論』にみる以下の記事である。

、三條殿は六十六ヶ国に寺を一宇づゝ建立し、各安国寺と号し、同塔婆一基を造立して所願を寄られ、『紀瀬薫》 振舞廉直にして、げに了一敷いつはれる御色なし。此故に御政道の事を将軍より御譲ありしに、 固く御辞退再 御身の

三にをよぶといへども、 上御所御懇望ありしほどに御領状あり。 其後は政務の事におひては、一塵も将軍より

御口入の儀なし。

が、尊氏が懇望するので直義はついにこれを受諾した。そういうわけで将軍尊氏は直義の政務には一切口出しするこ するために、将軍尊氏は「御政道」、つまり政務をとる権限を直義に委託しようとした。当初直義はこれを固辞した 土に安国寺と利生塔を設置、全身全霊をこめて誠実にこの国家事業を推進した。「この故に」つまりその事業を推進 足利直義は (元弘以来の戦死者の遺霊を弔い、仏教の教えをベースにした平和国家を樹立しようとして)、日本全

よって容易に知られる。 ここにいう政道とは主として所領裁判であって、直義がその権限を専掌したことは今日多く残存する直義裁許状に しかし直義はいかに強大な権勢を誇ろうとも新恩給与の権限だけは持たなかった。それもそ

足利直義発給文書の研究

とがなかった。右の記事はそういうことを語っている。

七七七

権限を直義に委託したのであった。尊氏が何故政務の権限を直義に委託したかというと、それは右の のはず、 新恩給与は武門の棟梁たる将軍尊氏の専権事項であったからである。尊氏はこの専権事項を除外した政務の 『梅松論』 の記

事にみるように、全国への安国寺・利生塔の設置を通しての平和国家、いわば「仏国土」建設のためであったろう。 ならば委託した尊氏も直義のそうした考えに共鳴していたとみなければならない。

の構想実現のために「政道」の権限を直義に委譲したと考えることによって二頭政治成立の条件が整ったとみなすこ めることができる。直義にとって「政道」は仏国土建設のための手段であったわけで、この構想に共鳴する尊氏がそ 寺文書十』二三二三号)はことに興味深い史料である。以下で述べる直義の平和な仏国土建設構想の基盤はここに求 まり仏教の力でもって「衆人の艱難」を救わんと祈願した康永二年六月七日足利直義諷誦文案(『大日本古文書醍醐 る上で、「疾疫大起」「衆庶不安」などの自然災厄や社会不安は自分の政道に欠あるゆえかと自問し、「三宝の加被」つ では直義主導の「政道」は彼のどのような固有の政治思想によって支えられていたのであろうか。そのことを考え

(6)

みたい。筆者が二頭政治の期間をそのようにみる理由は、 いては建武三年一一月 幕府の開設をいつとみるか、また二頭政治の期間をどうとるかが問題となる。ひとまず幕府開設につ (建武式目の成立)とみなし、また二頭政治の期間については暦応元年八月~貞和五年九月と 直義の裁許権の開始が暦応元年八月の任左兵衛督に、また

事象の経過を段階的にみるために検討対象の時期を以下のようにおおまかに三区分することとし

とができる

そこで本稿では、

その終焉が貞和五年九月の辞左兵衛督に象徴されると考えるからである。

幕府開設後、二頭政治の開始まで(建武三年〈一三三六〉一一月~暦応元〈一三三八〉年八月)

Ι

 \prod 二頭政治の期間 (暦応元年八月~貞和五年〈一三四九〉九月

 \blacksquare 二頭政治破綻後、 直義の死没まで(貞和五年九月~観応三年〈一三五二〉二月)

ぎない。 者よく似ていてなかなか判別がむずかしい。したがってこの数字は若干変動する可能性があり、 写が少なくなく、「御判」などとあるだけではどちらのものか判別はつかないし、また花押を模写した花押影では両 このなかにはむろん直義の鎌倉将軍府在職時代の発給文書(一一点)が含まれる。尊氏や直義の文書の中には案文や 御祈御教書(「金蓮寺文書」『大日本史料』六編一五、七一三頁。「藤沢市文書館紀要二」八二頁)を終見としている。 杉左近蔵人あて、『大日本古文書上杉家文書一』六頁)を初見とし、 中心に約一○点)。これらの文書のうち年次がわかるものに限ると、元弘四年 筆者は、 ともあれ本稿で検討の対象とするのは主として発給文書に限ることとし、データベースを作成してそれらを これまでに無年号のものを含めて約七百点の足利直義発給文書を収集することができた 観応二年 (一三五一) 一二月二七日足利直義 〈建武元〉二月五日足利直義御教書 あくまで参考用にす (無年号は書状を £

(7)

五七九

編年整理した。なお、

・消息の類についてはひとまず割愛した。

足利直義発給文書の研究 書状

第一章 下文・下知状系

第一節 足利直義下文

であったが、室町幕府においても、ひきつづきその基本的な文書として用いられた」。この指摘をふまえたうえで、足 まず下文である。上島有の指摘のように、「下文は下知状とともに、鎌倉幕府の発給文書としては最も重要なもの

利直義が発給した下文についてみよう。下文は尊氏も多数発給しているので、直義下文の特質を考えるには尊氏下文

二一日足利直義下文(奥上署判。島津家文書)を引き、次のように整理している。 にまかせて、信濃国太田荘内神代郷以下の地頭職を安堵した(これを譲与安堵という)暦応三年(一三四〇)一一月 との比較検討が必須である。 足利直義の下文については、上島の指摘がある。そこで上島は具体事例として、直義が、島津宗久に亡父久長の譲

①直義は武士の所領安堵のために下文を用いた。安堵とは所領の所有権を確認することである。武士の所領の安

堵する権限は直義に属した。

②直義下文の署判形式である奥上署判は、康永二年(一三四三)ころを境にして袖判に変わる (書式が尊大にな

る 。

③直義の下文はすべて武士に対する所領安堵に関するもので、他を内容とするものは見当たらない。

おおむね妥当な指摘であるが、実際の直義下文をもとに以下検討することとしたい。

最初は、Iより以前の時期である。この時期の直義下文は、以下に示す〔史料1〕を初見として室町幕府の開設

<u>(</u>建

武三年一一月)までの間に次の二点を見いだせた。

(史料 1) (15)

下 畠山上野孫太郎貞康

可令早領知信濃国市村八郎左衛門入道跡事、

右人、為勲功之賞、所宛行也者、守先例、可致沙汰之状如件、

建武二年十一月十日

源朝臣

(花押)

(史料₂₎₁₆

足利直義発給文書の研究(森)

五八一

下 長井弾正蔵人貞頼

可令早領知播磨国浦上荘地頭職事、

如元可令領掌之状如件

源朝臣

(花押

建武二年十二月廿六日

内容面で見ると、〔史料1〕は勲功賞として所領を宛行うというもので、いわば新恩給付の下文、これに対して〔史

氏は建武二年以来所領宛行の下文を直義よりもはるかに多く出しているので、所領の宛行権はもっぱら尊氏が握って 料2〕は所領安堵の下文である。こののち現れる所領宛行の直義下文は観応二年二月一九日付まで下る。 同時期に尊

いたものらしい。

文書」)より建武四年一二月二一日付(「長福寺文書」)まで計九点の足利直義下文を探すことができた。内容はすべ このあとIの時期に入って状況が変わってくる。Iの約二年間に、建武三年(一三三六)一二月一一日付(「安保

て所領安堵、譲与安堵であり、所領の宛行はなく、署判の仕方はすべて「源朝臣 (花押)」で、奥上にある。

暦応二年二月一八日付(「武家雲箋」)から貞和四年一一月七日付(「倉持文書」)まで二四点(※)

を検出できたが、それらは内容的にはIと同様に所領安堵関係であり(ほとんどは譲与安堵、他には過所が一点)、 さらにⅡの時期では、

純粋な新恩の給付は一例もない。 みられないのも少し気になるところである 直義発給の下文は、 (下知状や御教書はみられる)。 右掲の貞和四年一一月のもの以降観応二年までの間、 Ⅱの時期の最終場面では、 直義は主従関 しばらく

係を表象する下文を出せない状況に追い込まれていた可能性はある。

Ⅱの時期において、直義下文の形式上の変化で注目すべき事実がひとつある。それは安堵権保持者としての直義の

署判の仕方で、当初より使用してきた奥上署判が、暦応四年(一三四一)一〇月二三日付(『吉川家文書』)を最後に、『語》の仕方で、当初より使用してきた奥上署判が、暦応四年(一三四一)一〇月二三日付(『吉川家文書』)を最後に、

康永四年 (一三四五) 四月七日付(「真如寺所蔵 能勢家文書」)を初見として袖判形式に転じている事実である。

上島 現存実例としてはもう少し下る。この変化がどの時点から恒常的に始まるか明確なところが知りたいのである **[有は右の整理②において、直義の下文における署判の位置が奥上から袖へと変わるのは** 「康永二年ころ」とし

が、しかし直義下文の残存は、暦応四年一○月~康永四年四月の三年半の間実例を欠くために明瞭ではない。このさ

(花押)」

い参考となるのは、のちに述べる下知状(裁許状)についての検討結果である。詳細は後段に譲るとして骨子のみ述

べると、直義の下知状発給における署判の仕方で一つの転換点は暦応四年一〇月で、それまで奥上に「源朝臣

その終焉まで継続)。 と署判していたものが、この時期を境にして奥上に「左兵衛督源朝臣 下知状による裁許行為はひとり御家人武士を当事者とするのではなく、 (花押)」と署判するようになる (この方式は 本所領家と称される本

権力はより高次元でなくてはならない。 足利直義発給文書の研究 直義の立場の基本的性格の成立をここに見据える所以である。 来武家の権力になじまない社会的勢力をも当事者とするから、

彼らの訴訟を調停する裁判権者たる足利直義の地位と

(11)

ここで併考すべきは、 直義の御家人武士に対する外題安堵・裏書安堵である。直義による外題安堵・裏書安堵は

建武四年二月から暦応四年八月までの全六例を検出することができたが、直義の外題・裏書安堵の消滅と直義下文に

おける袖判様式の登場とが軌を一にしていることは偶然ではなく、おそらく外題安堵が下文へ吸収されたのもおなじ

この時期であった可能性が高い。ちなみに建武四年以降尊氏に外題安堵の実例はみあたらない。

では、この変化(直義下文における袖判の登場)はいったい何によるのであろうか。おそらくこの変化は直義自身

直義は康永三年 の身辺状況の変動に起因するもので、直義の権勢の急上昇およびその身分表象としての叙位任官であったろう。 (一三四四)九月二三日にはついに非参議・従三位として公卿の末席に列されている。 直義が

う。 執権人」と畏怖されたのはこの時である。直義にとって度々の昇任は政治家としての自信を深める契機となったろ 直義の下文(下知状もふくめて)における署判様式の変化の背景には、こうした政治的事情が横たわっている。

(12)

最後に、Ⅲの時期ではどうか。この時期に属する直義下文は、

①観応二年二月一九日付(八木秀清に勲功賞として遠江北山郷を宛行う。日下署判。「八木文書」『大日本史料.

(編一四、七六五頁)

②観応二年五月二一日付 二七頁。『南北朝遺文 関東編3』二〇〇八号) (高師氏の女尼心妙に譲与安堵。 袖判。「三河総持尼寺文書」『大日本史料』六編一五、

③観応二年一二月一六日付 (田代顕綱に勲功賞として和泉大鳥荘下條地頭職を宛行う。 袖判。「田代文書」『大日

本史料』六編一五、六六六頁)

くらいしか検出できず、 内容的には二頭政治期のそれに比して外れているといわねばならない。二頭政治が破綻した

ことの証である。

野山文書』暦応二年一二月一三日足利直義過所は「下」で書き始められ、下文の形式を踏んでいる。しかし書止めは(ミョ) 整理③について言うと、確かに現存の直義下文の用途としては、所領安堵がほとんどではあるが、『高

「…之状下知如件」となっているので上島はこれを下文ではなく、下知状とすべきだとする。
『ヨリ

譲与安堵である点である。これはⅠ~Ⅲの全期間にわたって数多く発せられた兄尊氏の袖判下文の用途がほぼすべて

足利直義下文の顕著な特徴の一つは、ⅠおよびⅡの時期に属する現存実例のほぽすべての用途が所領安堵、

所領宛行などの新恩給与であることと好対照をなしており、同時期における尊氏・直義の地位と権限の違いを明瞭に

窺うことができる。なお直義はおなじ安堵であっても、譲与安堵の場合下文で行い、他方紛失安堵や買得地安堵の場 合は下知状で行っている(後段下知状の項、 及び注 (42) 参照)。

足利直義発給文書の研究(森

五八五

第二節 足利直義下知状―特に裁許状

せず、 である。裁許状とは簡単にいうと、所領裁判の判決文である。文書形式としては下知状が通例である。裁許状はあく® は、 まで裁判所の判決書にすぎず、それが直ちに強制執行される仕組みにはなっていないから、これのみでは訴訟は確定 な情報を引きだそうという研究傾向が生まれ、注目すべき研究成果を生み出しているが、そのなかの一つが「裁許状」 近年古文書研究の応用編というべきか、古文書を成立させたさまざまの背景的事情に着目して中世社会のいろいろ 足利直義発給文書の代表格というべき下知状の最大の特徴は、それが最終的に直義の判断と責任に基づいて発さ さらに判決内容の強制執行は別の手続き文書に委ねられたことはいうまでもない。ここでまず念頭に置くべき

府の下知状を解説するくだりで以下のように述べている。 (&) 足利直義およびその発給文書についての研究では若干の蓄積があるが (注(4)参照)、かつて、佐藤進一は鎌倉幕

れる点であって、この点鎌倉幕府の関東下知状とは基本的に異なるものである。

力の期待されるものに用いられるようになった。具体的にいえば、 第に広げて逆に下文の用途を狭めるようになった。すなわち、だいたい幕府政務上の裁決文書であって永続的効 もともとその (下知状=引用者注) 用途は明確でなかったが、だんだんとその範囲が確定し、さらにその幅を次 諸種の特権免許状、 一般に周知させるための

足利直義の叙任と文書形式(時期はⅡ

足利直義の叙任と文書形式(時期はⅡ)				
・貞和 5・9・	・康永 3 · 9 · 23		督 5	汉 壬
	・康永 4・4・7	・暦応 3・11・21 奥上「左兵衛督源朝 奥上「左兵衛督源朝 東上「左兵衛督源朝		下文
・貞和 5・閏 6・27	・康永 3・9・17	・暦応 4・10・21 の初見 の初見 で 4・10・21 21		践杵犬

制札、

禁制、

訴訟の判決などがその主なものである。

また上島有は足利直義下知状について以下のように述

文を裁許状といった。

である。当時、

判決を与えることを裁許といい、

とくに判決は今日残存する下知状の大半を占めるほど

べ る。 ③

室町幕府の初政約十三年間は、尊氏・直義兄弟が相並

(所務相論の裁許権)と所領安堵

裁許を取扱ったのが、直義の下知状である。所務の相論とは所領関係の訴訟のことである。これは鎌倉時代以来、

権を内容とするものであった。後者はすでに述べたように直義の下文で処理されたが、前者すなわち所務相論の

んで幕政をみたが、直義の管掌した統治権的支配権は武士に関する民事裁判権

判決書が直義の下知状の形で出された。この裁許状は建武五年八月二七日付 (石清水八幡宮記録所収) のものを

(若王子神社文書および東寺百合文書)

引付方が担当してきたが、室町幕府においてもそれを復活し、直義がそれを管轄した。この引付における裁判の

最初とし、

貞和五年閏六月二七日付

足利直義発給文書の研究

五八七

のものに至る約七○点が現存する。 ®

五年から貞和五年までの一一年間に年次不詳のもの二点を含めて、総計九二点が知られている。すべて足利直義の発 右の記事中では、 当時確認されている足利直義裁許状は約七○点とされたが、それより三○年後の今日では、

ながら存在することである。(空) の現存総数であって、実はそれ以外にその他の用途、例えば紛失安堵、買得地安堵、祈禱所指定などの事例がわずか

給するところで、それらはⅡの時期に属する。ここで少し注意しておきたいのは、右は裁許を内容とする直義下知状

本稿では、 いて検討してゆきたいが、足利直義裁許状の機能やその背後の制度的側面などの諸問題についての検討は別稿に譲り、 以上のようなことを前置きとして、「南北朝初期の幕府文書のうちで、はなやかな存在をほこる」直義下知状につ 特に訴訟関係文書としての文書形式の問題に焦点をしぼることとしたい。

られている。いま岩元による整理のうち関係部分だけを引用する。 足利直義裁許状については、羽下徳彦の研究が岩元修一によって以下のように整理され、これに批判的検討が加え

- ②署判の位置は、 ①裁許状はすべて直義署判の下知状であり、その書止文言は「下知如件」である。 原則として奥上(日付次行上部)である。
- ③署判は、 四 一 十月からは「左兵衛督源朝臣 建武五年(一三三八)から暦応四年 (花押)」である。 (二 三 四 一 九月までは 「源朝臣 (花押)」と署し、 同年

④暦応四年 (一三四一)十月からは、 相論の訴論両当事者が共に御家人武士の場合は (奥上署判ではなく) 袖判

である。

あろう。

⑤右の③の方式の変化は、官途記載の方が権威ある方式であるとすれば、その方式採用と共に④の御家人武士に 対しては袖判(尊大なやり方である)を用いるようになったことは、それだけ直義の地位の向上を示すもので

右の整理は、 直義裁許状の網羅的収集と厳密な検討作業の成果をおおまかに要約したもので、直義裁許状の形式的

な特徴としてほぼ首肯できることがらである。

に対し「…状如件」のケースの存在することを指摘した。これはよい着眼であるが、さらに書止文言に目をこらすと 「…、仍下知如件」というものもあり、以上の三つのタイプの書止文言と内容との間に、何らかの相関関係があるか ひとつ小さなコメントをしておくと、岩元は、右の整理①のなかの「書止文言は『下知如件』である」という意見

どうかは、なお検討を要する問題である。

に直義は兄尊氏の新田義貞追討賞を譲られて左兵衛督・従四位上に叙任されたことに着目しないわけにはゆかない。(慇 知状発給 また直義の裁許下知状の初見が建武五年 換言すれば裁許権の掌握はどの時点でなされ、 (八月二八日に暦応と改元)八月二七日であることに関連して、 何が契機となったかについて考えると、この年八月一一日 直義の下

五八九

足利直義発給文書の研究

るのは直義が康永三年九月非参議・従三位に叙されたことと無関係ではなかったことを併考すると、直義の裁許下知 左兵衛督が武家にとっては名誉ある官職であることは言うまでもない。先に述べたように、 直義下文に袖判が登場す

状の登場は任左兵衛督に象徴される地位の上昇を契機としたと考えて一向に不思議ではない。

ある。 期の政治をどのように規定したかということ、換言すれば直義の歴史的役割の、政治史の文脈のなかでの位置づけで る。 は民事裁判権と所領安堵権であったし、それが直義下知状によって独占的に行使されたことも疑いのないところであ すでに指摘されているように、いわゆる二頭政治の時期における尊氏と直義の権限区分のうち、直義が担ったもの 残された問題は、こうした直義の権限が以降どのように推移したかということ、またその直義固有の権限が当該

第三節 足利直義寄進状

て、 上島有は 足利尊氏寄進状について考察を加える。そこで上島は以下のように指摘する。 「武士に対する恩賞給付・所領充行に相当するものとして、寺社に対しては所領の寄進が行われた」とし

①寄進状は下文の変形と考えることができる。

- ②配下の武士への下文の署判はすべて袖判であるが、 位置は、 部の例外を除いて、 康永二年 (一三四三) ころを境にして、 寺社に対する場合はそれとは異なり、 日下署判から奥下署判 尊氏寄進状の署判の (年月日 1の次行
- の下に署判すること)にかわる。
- したことには意味があり、それは幕府権力の安定度が増したことを示す。

③寺社に対する書札礼は配下の武士に対するそれより厚礼であるが、それでも日下から奥下へ署判の位置が変動

行賞権が尊氏固有の権限であったように、幕府の祭祀権は武家の棟梁たる尊氏に専属し、 直義の干渉を許さな

④尊氏の寄進状は建武元年の初頭からみられるが、この寄進行為は幕府の祭祀権に関するものであり、

武士への

かった。

る。 て論ずることはできまい。この場合参考となるのは、 側面も加味しなくてはならないし、尊氏の主従制的な支配権はこうした精神的・宗教的な側面にまで果たしてスト 言えないのではないか。 レートに及びえたかという疑問を拭いきれないので、 おおむね首肯できる指摘であるが、ただ④については、寺社に対する寄進は追善料所の寄付など精神的・宗教的なおおむね首肯できる指摘であるが、ただ④については、寺社に対する寄進は追善料所の寄付など精神的・宗教的な 五壇法という国家的な修法を直義が主催しているのであるから、 いずれにしても、 固定的な主従関係の原理を持ち込むのは避けねばなるまい。 尊氏の寄進状発給と幕府の祭祀権の所在とを直接的に結びつけ 後述する直義主催の貞和二年 幕府の祭祀権が尊氏の専権に属したと簡単には (一三四六) 九月の また署判の位 五壇法会であ

九

足利直義発給文書の研究

置が康永二年ころを境として日下から奥上に移るという指摘については、 先述した直義下文の署判の位置が奥上から

袖判へと移るのが康永二年ころとの指摘と呼応するものと思われる。

式で、 じ寄進であっても、寄進の事情によって採用された文書形式は一様ではない。たとえば、書止めが「敬白」 覚寺文書)を初見として、観応二年一〇月二〇日付(天龍寺文書)まで総計一一点を収集している。しかし内容は同 て、下文系文書としての寄進状を扱う本稿では、こうした書状形式の寄進状は一応除外すべきであろう。 さて肝心の直義寄進状である。筆者は広義の直義寄進状として、鎌倉将軍府在職時代の建武元年八月二九日付 署判の仕方が「従三位行左兵衛督兼相模守源朝臣直義 在御判」などとすこぶる厚礼なものもある。 したが の書状形 闩

どの文言で書き出されるものがほとんどであるが、いきなり寄進地が記されるものもある。 点となる。それらはすべて寺社に対するもので、文書の形式としては下文の変形で、「寄進」・「寄附」・「奉寄」な また書止めはほぼ 「…状

このように考えて実質一○点の直義寄進状を時期ごとに分類すると、

I以前が三点、

Iがなく、

Ⅱが五点、

Ⅲが二

(20)

如件」である

賞給付 間に限定しても建武政権期より間断なく約一〇〇点の寄進状を残している。 方足利尊氏についてみると、尊氏寄進状は直義の場合と同じように寺社に対して発せられており、 所領宛行としての寄進は、 尊氏がこれをもっぱらに行い、 直義の場合はとてもフリーハンドとはゆかず限定 数的には直義の比ではない。 直義の生存期 寺社 への恩

的であったものと考えられる。

なかったことを述べたが、 先に下文の項で、 直義の下文は配下の武士に対する所領安堵に限定され、 この寄進状についてもこれに類似したことがいえるわけであり、ここにも直義の尊氏との 恩賞給付を行うためにはまったく出され

権限上の相違が認められることになる。

第四節 足利直義禁制

書止めは「…之状下知如件」、「…之状如件」のあることを指摘した。足利直義の禁制として、 足利直義禁制については、 上島有の簡略な解説がある。 禁制とは 「禁止事項を一般にしらしめるためのもの」で、 建武三年七月一日付か

(21)

ら観応二年一一月二三日付まで総計一六通を集めたが、それらに即していうと「…之状下知如件」はわずか二例に過い

ぎず、他はすべて「…之状如件」で書止められている。禁制も過所と形式のうえで似ているところがある。

は袖判で、 が袖判であるけれども、 足利直義の禁制は、すべて寺院・寺院領への軍勢・甲乙人等の乱入狼藉を禁止した内容であり、 まず冒頭に対象の寺院名を書き(「禁制」と書き出さず)、乱入狼藉を禁止するというものであること、ま 細かく見ると違いも認められる。はっきりしているのは、 I以前 (建武三年後半期) 署判の仕方は多く

ĺ たⅢに属するものは袖判で、 IIの時期である。 この時期に属するものでは、 冒頭に 「禁制」と書き出し、 文面において右記の二様が認められるが、 そのあと寺院名、 禁止文言という順となっている。 特徴的なことは署判が 問題は

足利直義発給文書の研究

₫

「左馬頭源朝臣 (花押)」「左兵衛督源朝臣 (花押)」となっており (他の時期には認められない)、署判もすべて日下

や奥にあって、袖判に比べて厚礼であるといえる。

期間、 のがほとんどで、Ⅱの時期つまり二頭政治期のものはほとんど見いだせない。こうした点から考えると、二頭政治の から直義没時の間に二〇点ほどの実例(ほぼすべて袖判)を検出したが、それらはI以前、 ちなみに、こうした直義禁制の発給状況に対して尊氏のそれはどうであったか。尊氏の禁制として、 禁制発給はおそらく直義の主管するところであったと思われる。 およびⅠ・Ⅲ 元弘三年五月 の時期のも

第五節 足利直義過所

義過所 発給の下知状に受けつがれ、文和以降は御判御教書 十月十七日と二十一日の二度にわたって東福寺に出された足利直義の発給によるものであ」り、「以後、 小林が指摘した右二通の直義の過所はともに御教書の形式である。これに対して右述の暦応二年一二月一三日足利直 在について調べた小林保夫の指摘によると、「室町幕府発給の過所の最も早いものは 過所とは (『高野山文書』) 「関銭を払わずに通過できるという関所料免許証書」のことであるが、南北朝・室町期の過所発給権の所 は左のように下文形式をとっている。 (或いは御判下知状) に解消されていったと思われる」とされる。 (中略)、建武四年(一三三七) 師直・義詮

下 西海道関渡沙汰人

可令早勘過高野山金剛三昧院領筑前国粥田上下諸人并運送船事、

右任 院宣・関東代々下知状、 関々浦々、更不致其煩可令勘過之状、下知如件、

暦応二年十二月十三日

左兵衛督在御判

ここで鎌倉幕府の崩壊から二頭政治の破綻までの間に限って、 過所の実例を整理してみると以下のようなものがあ

①元弘三年五月三〇日足利尊氏過所(東北大学所蔵「朴沢文書」。「古文書研究」3、「東北大学所蔵の中世文書」

る。

参照)、②建武三年正月二四日足利尊氏ヵ過所(「萩藩閥閲録」『大日本史料』六編三、五頁。『萩藩閥閲録二』四

三五頁)、③建武四年一〇月一七日足利直義過所 (尊経閣所蔵 「東福寺文書」、『尼崎市史四』一三九頁)、④建武

四年一〇月二一日足利直義過所 (同前)、 ⑤暦応二年一二月一三日足利直義過所 (前掲)

足利直義発給文書の研究 (森)

五九五

(23)

(花押)」、②は袖に「御判」

形式的に見ると、①~④は御教書で、⑤のみ下文である(ただし書止めは下知状形式)。 ③④がIに、⑤のみⅡに属している。署判の仕方をみると、①は奥下に「源朝臣 ^[記載度] 時期的にみると、 ① ② は

に奥上に「左兵衛督在御判」)とある。 とのみあり、③④は「…申…事」の事書風文言を内包し、日下に直義の花押がすえられ、また⑤は右に掲載したよう

I 以前、

これによってみると、室町幕府成立前にあっては武門の棟梁としての足利尊氏が過所発給の権限を有していたが

形式によって過所を発給するに至ったことを知ることができる。尊氏発給の過所が室町幕府開設ののち見られないこ (①②)、幕府の成立後は足利直義によって担われ、直義の幕府内における権力の上昇は、奥上署判の下文という文書

とは注意してよい。

第二章 御教書系

室町幕府の将軍が出した御判御教書についても、 佐藤進一の簡潔な解説がある。

差出者たることを明示する文言 これは (II 御判御教書、 中略) 奉書形式の御教書とはちがって、 (書止めに「状如件」) を含むものであって、様式からいえば直状に属するとい 将軍自ら花押もしくは署判を加えて、

わなければならない。 当時、 これを将軍家御判御教書と称したのは、 御教書が本来、 奉書形式文書の一 種であっ

たという歴史が閑却されて、 将軍の発給文書に対する敬称の意味に転用されたからと考えられる。

「日本ノ副将軍」格の地位にいたからか、今日直義の場合も「御判御教書」と称することが時折行われているが、 右の文章は足利将軍の場合を想定したもので、直接足利直義を念頭においたものではない。直義は二頭政治期には 右

の佐藤の言に照らしてみると、直義は正式に将軍に就任していないから、それは厳密には正確ではないことになる。

|義の発給文書の中核をなすものはすでに述べた下文および下知状であることはいうまでもないが、

御教書もまた

(25)

直

重要な役割を果たした文書である。下文や下知状の用途は厳しく限定されていたため、それ以外の種々のことがらに

ついて御教書が広く自由に使用された。それゆえ御教書の用途は多岐にわたる。

直義についてみても、その残存する全発給文書のうち御教書が格段に多く、下文や下知状をはるかに上回っている。

直義の立場を考慮すると、御教書が系譜的にみて「本来、書状の系統に属して私文書の性格をもつ」直状の形式をふ

以である。以下、種類ごとに分けて検討を加える。 むものであっても、直義御教書は公的な性格を強く帯びており、直義研究にとって御教書の検討が避けて通れない所

第一節 足利直義軍勢催促状・感状

しての軍勢催促状および感状などがそれである。軍勢催促状と感状とを峻別するのは困難であり、 古文書学では形式的には御教書であっても、 用途や内容に即して個別の名称を与えることがある。軍事関係文書と 両方を兼ねるもの

も少なくない。

て、 徳彦の研究などがあるが、 動乱期の軍事社会の実相を明らかにした漆原徹、特に初期室町幕府における足利直義の軍事的な立場についての羽下 (®) 文言には若干のバリエーションがあり、 のではこれまでに、 した将士の戦功を賞するために出した文書」をいう。双方とも文言には多少のバラエティがある。 促状とは、 動乱の世相を反映して最も多く残存する軍勢催促状、 御家人武士だけではなく寺院の場合も少なからずあることを見逃すことはできない。 ふつう武将が「合戦の場合、 中世の合戦関係文書としての軍勢催促状・感状、さらに軍忠状・着到状などを素材として南北朝 直義の軍事面での問題はまだ論ずべきが少なくない。羽下の指摘のように、軍勢催促状 決まった文型はない。また軍勢催促状を受けるのは、 軍勢に出陣を命令する為に」出す文書であり、 およびこれと対応関係にある感状について述べよう。 また感状とは、 当時の時代相を反映し 当該研究の主なも 「合戦に参加 軍勢催

尊氏が掌握していたが、

羽下は、

足利尊氏と直義の軍勢催促状と感状の分布と内容的な特徴を分析して、

①制度上恩賞給付の最終決定権を

直義が実質

②建武三年後半から同四年前半のある時点で軍勢の総指揮権が直義に与えられ、

\$ (26)

b 権 的に尊氏の全権限を代行するに至った、 6の獲得を重視する立場から、二頭政治の開始については直義裁許状の登場する建武五年 庘 .四年前半のある時点が二頭政治の開始を含意しているようにも受け取れるが、 と結論づけた。この指摘にいう、 軍勢の総指揮権が与られた建武三年後半か 筆者は前述したように、 (暦応元年)を目安として 民事裁判

勢催促状を編年に並べて比較検討してみると、以下のことがいえる。 軍勢催促状や感状といった文書には、 戦時か平時かの時期的な問題を考慮しなければならないが、直義と尊氏の軍

V)

筆者が収集した足利直義軍勢催促状は、 建武二年三月五日付を初見として観応二年一二月二五日付まで総計 五.

Ⅲを除けば、 新田義貞との抗争で御家人武士にあてて建武二年一一月から俄然出始める直義の軍勢催促状は、 初度失

点であるが、

内訳でいえば、

I以前が四一点、

Iが四二点、

Ⅱが三八点、そしてⅢが三五点である。

時間的にみると

(27)

脚前の貞和四年七月までだいたい間断なく残存するが、おそらく失脚する貞和五年九月まで続いたとみられる間での真和四年七月まで続いたとみられる。

様にⅢを除けば、 他方、 足利直義の感状についてみると、筆者は建武三年三月一五日付から観応二年一二月九日付までの八一点を収 内訳でいえば、 建武三年三月を嚆矢として貞和三年三月までは確実に継続して認められる。 I以前が一四点、 Iが三四点、 Ⅱが一八点、そしてⅢが一五点である。 軍勢催促状の場合と同 時間的にみて同

直義の感状で特に興味深いことの一つは、「於恩賞者、追可有其沙汰之状如件」、 つまり 「恩賞については追って措

失脚するまで感状は発給されたであろう。

足利直義発給文書の研究

九九

置されるだろう」という意味の文言が、 現存史料によれば建武三年七月八日から建武四年四月二〇日の間において二郎

○余例みられることである。建武四年五月からはこういう文言が消えて、「…殊以神妙也、弥可励忠節之状如件」や「尤 以神妙也 したのは、 軍勢催促と恩賞給付とのセット行為のうち、 可抽賞之状如件」などの通常型に変わっている。この時期、 恩賞の給付は最高指導者たる兄尊氏固有の役割であるという 直義がその感状に特に「追可有其沙汰」

意識がこの時期にことさら強く働いたためではないか(この間に尊氏も軍勢催促状を発給している)。

ころから直義は先の羽下の指摘のように、 をちらつかせての軍勢催促を改め、 となると、この文言が消えて以降は直義にそういう意識が薄れたという事態を想定せねばならない。 通常の感状の文言に戻ったものと察せられる。 次第に軍勢の総指揮という固有の任務を委ねられたため、これまでの恩賞 建武四年五月

三年二月までに限ると尊氏軍勢催促状を一一〇点収集した。内訳でいうと、 こうした直義の軍勢催促状と感状の特徴は、兄尊氏との比較検討によってさらに明瞭となる。 I以前に六五点、 IおよびⅡが○点、そ 筆者は直義没の観応

してⅢが四五点である

にⅡの二頭政治期には、 Ⅱでは皆無に近くなり、 したことから考えると、 また尊氏感状では同様に九○点、このうちⅠ以前に五三点、 尊氏はことさらに軍事指揮権を行使していないことが知られるのである。 尊氏の軍事関係文書はⅠ以前においてはかなり見られるものの、 Ⅲになって復活すると見通すことができる。 Iが九点、 つまり、 Ⅱが○点、そしてⅢが二八点である。こう 室町幕府の草創期にあたるⅠ・Ⅱ、 Iになると急激に減少し、 特

それより以降については観応の擾乱まで関係史料が極端に少なく、ほとんど証判を残していない直義とどのように関 的認定としての証判についてみると、尊氏証判は元弘三年には多くの残存例があり建武三年にも散見されるものの、 他方、 軍勢催促された側の武士たちが後日の恩賞申請のために作成する軍忠状・着到状に据えられた、 軍功の中間

事制度全体のなかで検討すべき課題である。

わったかは明瞭にしがたい。総じて軍功認定としての証判の問題は、

守護クラスの軍功認定権を含めた室町幕府の軍

第二節 足利直義御祈御教書

次は、 御祈御教書である。 この名称はいまだ一般化しているとは言い難いけれども、「祇園社記続録二」 に以下の

(29)

文書が収録されている。

天下静謐祈禱事、転同(傍書)云、御合体時分御祈御教書 転読大般若経一 部、 可被致精誠之状如件、

正平七年二月十八日

御判義論

祇

(園執行御房

足利直義発給文書の研究

六〇一

られる。なぜ権力者がこのような文書を寺社に出して祈禱させたかというと、 祈禱修法の法力が権力者の期待するものであったことは疑いない。 兵力以上の威力をもつものとして畏怖されていたからである。その意味で祈禱はいわば寺社による軍忠にほかならず、 にこの文書が した寺社に対して天下泰平や凶徒退治などを祈らせるために権力者が出した文書を「御祈御教書」と呼んだことが知 右は足利義詮がいわゆる正平一統の最中、 「御祈御教書」と呼ばれたことに注目したい。むろんこの傍書がいつのものか明らかではないが、こう 祇園社執行顕詮に天下静謐を祈らせた御教書であるが、 祈禱によってあらわれる効験が武力や 傍書にみるよう

特定の僧侶による祈禱に対する行賞はその特定個人あての書状によった実例もある。 寺社の祈禱行為に対する権力者側からの行賞は、 前述したように寺社あての寄進状によると考えてよいが、

他方、

御教書に、「祈禱」を「忠節」の一つの形とみなすような表記が俄然多くみられる。かつて笠松宏至が、「僧の忠節」 節」と認識されるうえでいわゆる観応の擾乱がその画期となった模様である。その証拠として観応二年の足利尊氏・直義の 御祈御教書はこのような時代背景のもとに登場するが、残存史料によると、祈禱という行為が明確に「忠功」「忠

と題して三宝院賢俊に即して、中世の僧侶たちの宗教意識の変化を興味深く論じたのはこうした局面においてであった。

こうした幕府権力者と顕密宗教権門のトップとの祈禱を媒介とした癒着は、

いわゆる王法と仏法との相依関係に発

展し、 をもつ国家的修法=「五壇法」 三宝院賢俊などといった密教の高僧が幕府政治の枢機に深く関与するための土壌となる。 の主催権を貞和二年に初めて公家から幕府へと移動させたのは足利直義で、 平安時代以来の伝統 しかもそ

の全盛期においてであった(「五大成」「五壇法記」)。中世に展開した独特の祈禱修法というべき五壇法はこの後、 継

続して武家政権の中核 = 幕府の主催権のもとで運営された。 (8)

が、「祈禱事、殊可被致精誠」のような表現をもつものに絞ってみると、筆者は建武二年一一月から観応二年一二月 禱依頼のケースによってその文言は若干のバリエーションがみられ、祈禱依頼のほかに他の要素が加わることもある までの間に約六○点を収集したが、その時期的分布の特徴は尊氏の場合と好対照をなしている。すなわち、 さてそうしたことを前置きとして、肝心の足利直義御祈御教書についてみよう。一口に御祈御教書といっても、祈 I以前の

るという状況になる(直義二三、尊氏四一)。 七、尊氏三)、さらにⅡではその傾向は一層顕著となり(直義一八、尊氏○)、Ⅲになると再び両人のものが入り交じ

段階では尊氏・直義はともに御祈御教書を多く発給しているが、Iに入ると直義のそれが尊氏のそれを陵駕し

(直義

(31)

右のことから考えられるのは、特にⅡの二頭政治期においては、寺社に対する軍勢催促というべき御祈御教書の発

給は直義の専権事項であったこと、その傾向はすでにIの時期から現れ始めていたこと、二頭政治の破綻とともに、

両人が再び競うように出し始めることである。この尊氏と直義の御祈御教書の残存分布の特徴は、 おおよそ軍勢催促

状・感状のそれに似ている。

足利直義発給文書の研究

第三節 その他の用途

前述したように御教書は、下文や下知状とは異なり、比較的にバラエティに富む用途に使用されるから、以上に述

べた軍勢催促状・感状・御祈御教書を除いた、その他の足利直義御教書についていくつかの用途に分類したうえで略

述しておこう。

1 官途の推挙

とである。一種の行賞の意味があり、 官途の推挙とは、 配下の御家人武士の要請を受けて、その要望する官途への任命を任命権者たる公家に推挙するこ 御家人武士を掌握するための手法のひとつである。足利直義がこうした目的で

(32)

発給した官途推挙状では四点を収集することができた。

①康永三年一一月二五日足利直義御教書(「萩藩閥閲録6」『萩藩閥閲録二』 五六二頁)

②貞和三年七月三日足利直義御教書 (「国立歴史民俗博物館所蔵 反町茂雄旧蔵典籍古文書」、歴博企画展 『中世

の古文書―機能と形―』二〇一三年一〇月、八二号)

③貞和五年五月一三日足利直義御教書

(「三浦和田文書」『南北朝遺文 関東編3』一八二三号)

④観応二年四月一三日足利直義御教書 (「東福寺文書」 『大日本史料』 六編一 四、 九五五 九五六頁

召功内」として「左右近将監」に、③は三浦和田茂実を「高山寺修造召功内」として「下野権守」に、また④は宇都 ①②③がIIに、 宮氏綱を「東福寺造営召功内」として「修理亮」に挙申するものである。 右の直義推挙状のうち、 ④がⅢに属する。いずれも寺院造営の功績に対する褒賞として推挙された点が共通している。 ①は伊藤頼明を「天龍寺造営召功内」として「弾正忠」に、②は蒲池久家を「東福寺造営 時期的にみると、Iに属するものはなく、 直義の

署判の仕方でいえば、 ①は日下、 ②③④は袖判である。

他方、

尊氏の推挙状についてみると、

Ⅰ・Ⅱに全くみられず、

挙権者のもとには主従制的支配権の存在がいちおう想定される。 家也」と記されているのも見過ごせない。 状を出せたらしい。こうみてくると、もとより実例が少なく断定は避けねばならないが、 氏のそれが最多ではあるものの、直義、さらにわずかながら義詮のものもあり、 Ⅲになると、役割の分担は廃棄され、尊氏・義詮も配下の御家人武士の要請に応じて官途の推挙を行ったのであろう。 は専ら寺院の造営や修造に積極的であった直義が、成功としてこれを行っていたものとみたい。二頭政治が破綻した 同じ推挙状でも、 直義のものには推挙の理由が明記されているのに、 そもそも官途推挙は御家人武士に対する一種の行賞と考えられるので、 ■の観応二年になって初めて登場するが、 しかし直義の官途推挙権は、 尊氏のものにはそれがなく、ただ「所挙申公 Ⅲの時期には三者がそれぞれに推挙 Ⅱの時期にあっては推挙状 尊氏による公家政権と 推

足利直義発給文書の研究

(森

六〇五

(33)

Ⅲでは尊

念では と直義官途推挙状があるからといって直ちに直義に主従制的支配権の存在を認めるわけにはゆかない。このことにつ のつながりの強い直義への特別便宜的な措置と見るべきであろう。そのため直義はその官途推挙がことさら公家への 金子論文四五、 いて、武士の「官位の観念」が変容する画期を南北朝期に求める金子拓は、直義の官途推挙権は成功 「召功」によるものであることを明記し、 〈公〉への奉仕)を介してのみ行使される権限と解し、その権限としての限界性を指摘している(注(95)所掲 五七頁)。 もってその権能の限定性を確認したものと考えられる。このように考える (鎌倉以来の観

2 祈願所の指定

それが二頭政治とどう関わるかである。史料における表現では「祈願所」が通例であるが、「祈禱所」の例もある。 また鎌倉幕府と同様にこれを宗教政策の一環として設定した。問題は初期室町幕府においてそれを誰が行なったか、 密教修法によって世俗権力を精神的に支えるために指定された特定寺院のことをいうが、

全八点の該当事例を見いだすが、すべて直義によってなされている。 よってなされているが、 ^(g) 御教書が初期室町幕府において誰によって発せられたかというと、暦応元年一一月までは(主としてI以前) 暦応三年三月の鎌倉保寧寺の例以降貞和四年一一月の近江長楽寺の例まで(つまりⅡ)に、 ちなみにⅢでは事例が見いだせない。

祈願所指定の御教書はふつう寺院にあてて「為祈願所、

可被致精誠之状如件」などといった表現をとる。こうした

行うところとなり、二頭政治の時期には直義の専権となっていたものと考えられる。このことは二頭政治期における このように考えると、 祈願所の指定は初め尊氏によってなされていたものの、遅くとも暦応三年ころ以降は直義の

直義の宗教政策面での主導権と関連づけて理解すべきであろう。

3 諸山の列次

は、 どのように関わったであろうか。 山とは、 禅宗の官寺制度で、五山・十刹に次ぐ第三の寺格のことをいうが、この諸山の列次において尊氏と直義 関係史料は必ずしも多く残されているわけではないが、 おおよそ以下のような

文書を見いだすことができる。

①建武三年八月二九日足利尊氏御教書(「相州文書」) ○足利尊氏、相模長寿寺を「諸山之列」となす。

②建武三年九月一三日足利尊氏御教書(「高城寺文書」) 〇足利尊氏、肥前高城寺を「諸山之列」となす。

③建武五年 (曆応元) 七月一七日足利直義御教書 (「蔭凉軒日録」) (※) ○足利直義、 信濃開善寺を「諸山之列」と

④康永元年一二月二三日足利直義書状 (「天龍寺造営記録」) ○足利直義、 天龍寺長老夢窓疎石に、 「禅院諸山坐

足利直義発給文書の研究位」のことを伝える。

(森)

六〇七

の沙汰するところであったが、だいたいⅡの時期、 右に列挙した関係文書を総合すると、 諸山の列次は当初 つまり二頭政治の時期には足利直義の所轄に属していたと考えら (本稿での時期区分でいえばⅠ以前)においては足利尊氏

4 安国寺・利生塔の設置

れる。

するに、安国寺・利生塔の設置における直義の役割を高く評価する立場である。安国寺・利生塔の設置関係では、以 によって実施されていたのであり、安国寺・利生塔に関する文書の大半が直義から出されている点などからみても、 う」と述べ、また「尊氏もまた、この企画に賛同していたことは疑いないであろう」と、尊氏の関与も想定した。要 実際に安国寺・利生塔の発案企劃から設立の衝にあたっていたのは、直義にほかならなかったことはあきらかであろ て「等持寺の剏立、 安国寺・利生塔の研究はこれまで今枝愛真や松尾剛次らによって推進されてきた。今枝は、足利直義の役割についい 五山十刹制度の改訂、 さらに、天竜寺造営の撰進など、 開幕当初における幕府の宗教行政は直義

②利生塔は初め「六十六基」「一国一基之塔婆」と、また安国寺は「六十六ヶ寺」とよばれ、利生塔造畢関係の ①安国寺・利生塔はすでに建武四年に計画され、 ついで同五年ころから貞和年間にかけて、各国ごとに設置された。 下のようなことが指摘されている。

文書史料は建武五年五月 (和泉国久米多寺塔婆、「久米田寺文書」) から、 安国寺は暦応三年五月 (豊前国天目

寺、「興福寺文書」)からそれぞれ見え始める。

③安国寺・利生塔の通号は康永四年二月六日光厳上皇院宣によるもので、この院宣の発給以降に右の「六十六ヶ®

寺」は安国寺と、また「六十六基」は利生塔と改称された。

数点残っている関係の直義御教書によると、 ここでとくに注目したいのは、発給文書に見る足利直義のこうした幕府の宗教政策への具体的な関わりである。十 直義は利生塔を指定するさい、 勅願として各々の利生塔に東寺仏舎利二

義の精神世界は、 粒を納めること、その願意として「皇祚悠久、衆心悦怡、 仏教の教えをふまえた政治思想を強く反映するものとしか考えられない。安国寺の設置も同様の政 仏法紹隆、 利益平等」を高らかに謳っている。こうした直

(37)

治思想のうえに立つものであろう。

疇を出ていない。 (三) 賛同したとみた尊氏の関わり方は、 それらはほぼすべてⅡの時期、 安国寺・利生塔の設置に関わる内容の指令は、すべて直義の御教書によって出されており、しかも時期的にみると、 尊氏の関わりは明らかに後方支援に留まるものである。このように見てくると、安国寺・利生塔の つまり二頭政治の存続期間になされている。先にふれたように、今枝が直義の企画に 安国寺や利生塔に指定された寺院や塔婆に所領を寄進するというような行為の範

設置は、 足利直義の専権のもとに推進されたものとみて一向に不自然ではない。

足利直義発給文書の研究

六〇九

院宣との関係とは、尊氏・直義の発給文書のなかに、「院宣(之趣) 加一見」「所被下院宣」「院宣如此」などとあっ

て、尊氏や直義が光厳上皇の発した院宣と何らかの関係を有したことをいう。

光厳上皇が暦応五年(一三四二)二月直義の病気平癒を石清水八幡に祈願したというエピソードのように、ことに直 ③つまり院宣に一見を加えるという行為はどちらかというと私的なことであったと考えられること、④時期的にみる こうした文言をもつ尊氏と直義の発給文書をあわせて十数点見いだせた。それらの特徴は、 幕府の力でもって権威づけたのである。幕府と朝廷との政務上の連携関係をうかがうための一素材であるといえる。 いことである(Ⅱでは実例をみない)。Ⅱの時期に直義の事例しか残っていないということは、『太平記 が書状であり、 た勅裁 まず「院宣加一見」は、実際には「…事、院宣加一見候畢…」などとあることからわかるように、光厳上皇が発し Ⅰおよびそれ以前では尊氏と直義とがともに院宣に一見を加えているが、Ⅱになると直義の実例しか残っていな (院宣)に対して尊氏、或いは直義が一見を加えて、その内容を保証するというものであって、いわば勅裁を 御教書は少ないこと、②書き下し年号をもつのはほとんど御教書で、書状の場合は無年号であること、『『 ①文書形式としては多く 巻二三』の、

行動をとる時などに院宣を自らの行動の大義名分とする表現がままみられる。王朝勢力との接近の度合いを測るバロ 「所被下院宣也」「院宣如此」についてみよう。尊氏や直義の発給文書にはこうした文言によって、 特に軍事

義が光厳上皇を中心とする王朝勢力と昵懇の関係にあったことによろう。

証だとみることができよう。 じるものがあり、要するに王朝勢力との関係は直義が尊氏より深く、直義が王朝勢力から強く支持されていたことの られる。それは、尊氏についてみると建武三年中に限定されること、他方直義についてみると建武三年から貞和四年 後半までほぼ間断なく継続していることである。このことは、さきに「院宣加一見」の文言を通しての検討結果と通 メーターと考えられるが、こうした表記を尊氏および直義に即して時期に留意しつつ調べてみると興味深いことが知

第三章 足利直義文書に関する二、三の問題

第一節 勅裁の施行―武家施行状―

がある。 はすでに述べるところがあったが、足利直義に即してみると、ある一時期においてこのシステムに深く関与した形跡 府の遵行 南 |北朝時代にあっては、自らの裁定事項、つまり勅裁を執行する能力を欠いた北朝は勅裁を室町幕府に移管し、幕 特に観応の擾乱直前における直義の政治的地位や役割を評価するうえで重要であるから、この点に少しふれ (具体的な執行処置をとること)の機構にのせてこれを執行した。その時期的な実態と歴史的背景について

六一一

ておくことにしたい。

足利直義発給文書の研究

(森)

こうしたケースでの関係文書としては、 ① 勅 裁 (光厳上皇院宣)、②公家施行状、③武家施行状の三点セットが

が知られるから、 府側の誰を頼って託されたかがわかるし、また③によって実際にその勅裁が幕府内のどの人物によって施行されたか 側の窓口を担当する公卿(武家執奏)である。政治史的にみると、②の文書の宛所が誰であるかによって、 かも明確でない。このうち②は勅裁を幕府に移管するための手続き文書であって、②を発給するのは当該時点で朝廷 組となるが、この三点セットの各文書がすべて現存しているわけではなく、②③が具体的にどのような文書であった 勅裁の遵行システムの具体的な運用をとおして幕府内部の政務面での力関係を推し量ることがで

が、 るケースが残存している。同様のケースがいつから始まるか関係文書の不残存によって明確に知ることはできない。 の証左ではないかということである。その意味で直義の失脚はまさに青天の霹靂だったといって過言でない。 ②の公家施行状は直接に直義に充てられた可能性が十分にある。本稿が強調したいのは、 以降の直義の関与について見てゆけば、すでに貞和二年六月になると②の公家施行状が「左兵衛督」直義に充てられ をなしているが、これらに対応する②ではその宛所は直義ではなく、将軍執事の高師直であると考えられる。 かたちで形成された直義の地位と権力は極点に達し、 貞和五年三月、および同年四月の直義あて公家施行状が残存していることから、少なくとも貞和二―五年の間は 公家施行状が直義自身に直接に充てられるようになったのはそ この時期に公家勢力と結ぶ

こういう観点から足利直義の関わりを見てゆくと、早く③では暦応二年二月、および同年一二月に直義が武家施行

第二節 守護職の補任

者であったから、幕府は守護の選任に多大の意を用いたことはいうまでもない。将軍が守護を統率するための唯 次は守護職の補任である。守護職とは室町幕府を支える制度的基盤であって、守護とはいわば幕府命令の国別執行 <u>・</u>

権限であるといえる。

誘ったことはあるが、それは逆に守護職補任権が直義に属しなかったことを傍証する事実でもある。 が、 尊氏の専権に属していたものと考えられ、 頭政治破綻後の観応元年一二月、直義が高師直・師泰を討とうとして伊予守護職に補任することを餌に河野通盛 初期室町幕府における守護職補任は足利尊氏によってなされた。その用いた文書形式や文言は時期によって異なる 尊氏の下文・補任状、 もしくは尊氏の御判御教書である。守護職の任免は二頭政治の時期も含めて一貫して将軍 直義がこれをおこなった形跡は認められない。 ただ、 Ⅲの時期に属する二

(41)

第三節 花押の変遷と巨大花押

利直義はそうしたことに殊更敏感であったようで、その地位と権力の消長とともに花押の変遷の跡が明瞭である。 花押はその人物の認証のための記号であるから、 それがその人の立場や地位を反映することは当然にありえる。足

足利直義発給文書の研究

六一

六一四

収録しており、これによって直義花押の変遷を把握することができる。 いに東京大学史料編纂所編 『花押かがみ 南北朝時代二』(二〇〇四年三月、 吉川弘文館) が直義の花押をあらかた

ず、おおまかにA~Eの五つの類型に整理し(いずれも右記の『花押かがみ』より)、その変遷と立場との関係が果 しいが、比較的に特徴的な事例をいくつか拾って並べてみると、割とその変遷の過程がとらえやすい。いまとりあえ 足利直義の多くの花押を編年に並べてみると、微妙な自然的変遷をたどっていて明確な形状の変化を画するのは難

たして認められるかどうかについて考えることにしたい。

A…元弘四年(建武元)の初見文書より、建武五年

(暦応元) ころまで



建武二年十一月十日足利直義寄進状三[富士文書] (乾)

源朝臣(花押)○三

B…暦応元年ころより、暦応四年ころまで



曆応三年七月十日足利直義御判御教書○三十 (三〔熊谷文書〕 (一)

C…暦応四年ころより、貞和五年五月ころまで



D…貞和五年閏六月ころより、同年七月ころまで



完(東寺百合文書)○京都府立総合資料館所蔵 貞和五年閏六月廿七日足利直義下知状 貞和五年閏六月廿七日足利直義下知状

(奈[広島大学文学部所蔵文書] (猪熊信男氏所蔵E…観応元年一一月ころより、同二年一二月ころまで

教書 | 公四十 | 銀応二年十二月廿五日沙弥恵源 | 庭義御判御

足利直義発給文書の研究(森)

六一五

例しか知られていない。使用期間も極めて短く、何らかの劇的な理由が存在するように思われる。 の部分が多少異なるとみるべきである。このうち最も目立つのは巨大な花押を特徴とするDであるが、現時点では四 な線引きをすることはできない。五つの類型に区分したものの、それぞれの造形の基本型は不変であり、 直義花押の変遷を段階的に見るためにいちおう五つに時期区分したが、これはあくまで便宜的なものであり、 わば枝葉 明確

ものであろうか。 発給文書によって推測される直義の地位と立場の変動と、花押の形状の変遷とを関係づけることができない 冒頭において直義の活動時期をⅠ~Ⅱの三つに区分したが、この時期区分と右の花押形状区分A~

Eとは相関関係がないのであろうか。

まず右のAは、

だいたいI以前、

兵衛督源朝臣 の時期は、はじめ直義裁許状の署判は奥上に「源朝臣 (花押)」と書かれるようになった。またCの時期には下文の署判の仕方に変化が現れた。それは下文 (花押)」と記されたが、暦応四年一○月からは同じ奥上に 左

る。 康永三年九月には非参議・従三位に叙任され、 永四年四月であるが、袖判方式がいつから始まったかは明確でない。この間に直義の勢威は一層高まったものらしく、 の署判の位置が当初の奥上から袖へと移ったことである(奥上の現存終見は暦応四年一〇月)。袖判の現存初見は康 |義権勢の絶頂はここに極まったとみられる。 公卿の末席に列することとなった。こうした方向の極点にDが到来す このようにみると、 筆者のいう二頭政治の時期=Ⅱは花押の形状

でいうB~Dとなる。そして最後のEは二頭政治の破綻後のⅢということになる。

およびIの時期に相当する。直義署判の裁許状が現れるまでの時期にあたる。 В (44)

以上のようにみてくると、直義の花押の形状は彼の立場や権勢を直接的に反映しているということができる。この 興味深いところである。

ようなことは直義の息のかかった養子直冬についてもいえるのかどうか、

小 結

の強靱な政治思想に支えられていることが明らかとなった。その宗教的実践を象徴するものが安国寺・利生塔の設置 本稿は足利直義の発給文書の検討を通して、その地位と権限を考えようとするものであるが、それがすぐれて直義

であった。このように考えると、天龍寺の造営をめぐる諸問題を避けて通れないのであるが、それらについては別稿

(45)

で康永二年六月七日足利直義諷誦文(『醍醐寺文書』)によってその輪郭を粗々述べたけれども、さらに注目すべき史 ではさらに大きく、こうした直義の政治思想はいったいどこに芽生えたのかという視点で考えるとき、「はじめに」 の記事の直前に置かれている。

料が『梅松論』にみられる。それは、先に引いた安国寺・利生塔に関係する『梅松論』

給ひしは、上古といひ、皆応化の所変なり、今の両将 聖徳太子は四十九院を作置、天下に齋日を禁戒し、 聖武天皇の東大寺・国分寺を立、 (尊氏・直義)もたゞ人とは申べきにあらず。殊に仏法に 淡海公の興福寺を建立し

足利直義発給文書の研究

帰し、 夢窓国師を開山として天龍寺を造立し、 一切経書写の御願を発し、 みづから図絵し、 自讃 ・御判あり。 又

御大飲酒の後も、一坐数刻の工夫をなしたまひしなり。

今また同様の事業にたずさわろうとする尊氏および直義の宗教的な資質を賛美している。この記事の述べるところや、 ここでは直義の仏国土建設のモデルとでもいうべき、聖徳太子を初めとする偉大な先人の仏教的大事業が挙げられ、

将軍が具有する権限の一半を移譲した結果、二頭政治まがいの政治体制が生み出されたものと考えられる。 先の安国寺・利生塔の設置をめぐる事情を勘案すると、 なかの日本に仏国土を建設しようとする足利直義に対し、 初期室町幕府体制下で現出した二頭政治なるものは、 将軍尊氏が協力を惜しまず、さらにその実現のために本来 しかしそ 戦乱の

幕府政治の頂点で君臨したのはあくまでも将軍尊氏であり、直義は特命大臣のような存在であった。

の二頭政治は双頭の鷲の様相を呈したのではなく、権限の棲み分けによって他方を冒すことなくおおよそ調和的に運

頭政治の破綻の直接的な原因は、そうした二人の政治上の権限区分を乱した幕府内部の抗争(やがてそれは観応擾乱 尊氏・直義両人の文書発給の仕方はそうした独特な形での幕府政治のありように強く規定されている。そうなると二

に発展する) にあったとみなければなるまい。

支配権」との関係である。 最後にふれておかねばならないのは、 前者は武士に対する軍事指揮権と行賞権を、 佐藤進一が提唱した古典的学説、 後者は民事裁判権と所領安堵権とを具体的な į, わゆる 「主従制的支配権」 と

内容とする。これについては若干の議論がなされているが、 氏によって委託されたものであることである。さらに②の性格を明らかにするためには、新田一郎が指摘するように、 けるものは何なのか」という本質的な問題に関して、本稿で述べたことを踏まえると、直義が行使した②は安国寺・ は、 なぜ直義に特有の「安堵」行為がこの時期において主従制的支配権ではなく統治権的支配権に属するのか、その理由 利生塔の設置をとおした仏国土建設の大事業を推進させる目的で将軍尊氏が付与した権限であること、つまり②は尊 古く石井進が指摘した「①主従制的支配権と②統治権的支配権とはいったいどちらがより基本的か、②を基礎づ いまここで詳しく検討する余裕はない。ただいえること

注

を説得的に解明しなければならない。

(1) 冷泉家時雨亭叢書第四十八巻 『簾中抄 次第」の成立・筆者については、 同書巻末の解題二九頁を参照 中世辞典・年代記』朝日新聞社、二〇〇〇年六月、五五二―五五三頁。 「公武補任

(2)佐藤進一『[新版]古文書学入門』法政大学出版局、一九九七年四月、一四五頁。なお佐藤のこの記述のもとになったのは、「室 佐藤論文はこうした視点から初期室町幕府の官制史を体系的に究明したもので、 町幕府開創期の官制体系」 (同 『日本中世史論集』岩波書店、 一九九〇年二月、 所収。 今日の当該分野研究隆盛のいしずえとなった 初出は一九六〇年三月)である。この

足利直義発給文書の研究

ものであるが、新出文書が少なからず出現した現段階では再検証の必要がある

- (3) 足利直義の生年については 治二年(一三〇七)とする史料もある。東京大学史料編纂所蔵 『輸電中大系 公卿補任 二』などによってふつう徳治元年(一三〇六)とされているが、他方徳 「賢俊僧正日記」暦応五年二月条に「三条殿卅六丑未」とある
- 月、七七頁)、さらに『鯔国史大系 尊卑分脈 三』二五三頁に登載される直義記事のなかに「観応三年(一三五二)二廿六薨

暦応五年条について」「東京大学史料編纂所研究紀要」九、一九九九年三

のがそれで(山家浩樹「本所所蔵『賢俊僧正日記』

- 於鎌倉『サイヤ゙』とあるのも同様である。これらの史料によると、直義の兄尊氏との年齢差は二歳ということになる。
- (4) 足利直義の発給文書に即した研究成果としては、 三年。「史論」二六・二七合併号、一九七三年。羽下編 羽下徳彦「足利直義の立場」一、二、三 『中世の政治と宗教』 吉川弘文館、 一九九四年。 (順に「古文書研究」六、一九七 のち同 『中世日本の

学校研究報告」四〇、一九九四年。のち『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇〇七年九月に収録)などがあげら 政治と史料』吉川弘文館、一九九五年五月に収録)、および岩元修一「足利直義裁許状の再検討」一、二(「宇部工業高等専門

(5) こうした視点からの研究では、 がある。この論文は文書の料紙・用墨・筆跡・花押などの形態論的な観点も視野に入れて発給者の権力の実質を考えようとす 上島有「室町幕府草創期の権力のあり方について」(「古文書研究」一一、一九七七年一一月

したことは注目される。 るもので、 文書の様式論の限界をこえ、さらに本稿との関係からは、 しかし直義の思想的特質をふまえたうえで直義発給文書全体を考察の対象としたものではない。 尊氏と直義の間には歴然した地位の差のあることを指摘

(48)

- 6 現代思潮社 『新撰日本古典文庫3 梅松論・源威集』一九七五年八月、一三八―一三九頁。
- (7)直義のこうした構想のヒントについては、玉村竹二に以下のような記述がある 同 『夢窓国師 ―中世禅林主流の系譜―』平

楽寺書店〈サーラ叢書10〉、一九五八年一○月、六九─七○頁)。

これは古くは日本の国分寺の設置、中国では唐の開元寺、宋の天寧寺・報恩光孝寺などが州毎に置かれたのに範をとったも

ので、(中略)、この計画は中国の天寧寺の制などを知っていたかと思われる足利直義が主体となって発起されたもので、国

はまんざら関係しなかった訳でもあるまいが、ただそれに賛意を表しているにすぎないような観が

強い。

師

(夢窓疎石=筆者注)

8 室町幕府の成立時期については、近年新しい考え方が提示されているが、ここでは通説としての建武三年一一月説に立つこ

(49)

(佐藤進一『日本の歴史9南北朝の動乱』 一一九七四年二月、中公文庫 〈初出は一九六五年〉、一六九頁。および前掲「室

町幕府開創期の官制体系」二〇七頁)。

(9)二頭政治の期間については議論の余地がある。前掲の佐藤は「約十五年間」とし、上島有は「約十三年間位」(上島有「南

北朝 治の終わりは観応二年(一三五一)七月末の直義敗走との考えであるようなので、逆算すると、二頭政治の開始について、佐 -戦国時代の武家文書」吉川弘文館 『概説古文書学 古代・中世編』一九八三年五月、八九頁)とする。両者とも二頭政

藤は建武三年 (一三三六)、他方上島は暦応元年(一三三八)と考えていると察せられる。筆者は、以下本文で述べるように、

暦応元年説に立つこととしたい。

一頭政治の開始は民事裁判権の掌握を重視する立場から、

足利直義発給文書の研究

六二一

10 『輸電 見大系 公卿補任 二』六〇一頁。この昇任の理由が、 兄尊氏の 「新田義貞追討賞」の譲りであったことは、二頭政治

たのが足利氏であり、その嚆矢となったのが足利尊氏・直義兄弟の任左兵衛督である。ちなみに尊氏の左兵衛督在職は元弘三 の開始が尊氏の意志でもあったことを傍証しているとみてよい。 室町期以降における武家の「衛門・兵衛督」任官に道を開い

年六月―建武二年一一月の間で(すなわち後醍醐政権期)である。木下聡『中世武家官位の研究』吉川弘文館、二〇一一年一

一月、五〇、五八頁参照

11 わずか四ヵ月の間であるが左兵衛督を離任した時期がある。 『辯補国史大系 公卿補任 二』六二五頁。直義は暦応元年八月の任左兵衛督から貞和五年九月の同辞任までの一一年のなかで、 それは康永元年一二月二三日の母上杉清子の死去に伴う服喪のた

督に在任したのは、 権中納言・従三位三条実継であった(『輸電国史大系 公卿補任 二』五九二頁)。 めに同日より職を解かれ、

翌康永二年四月二三日に復任している

(典拠は注

(10))。この四ヵ月の間、

(12)直義の没は観応三年二月二六日である。『大日本史料』六編一六、一二二―一四四頁の足利直義の没日条に、関係史料が網

(13) 上島有「南北朝 ―戦国時代の武家文書」(『概説古文書学 古代・中世編』吉川弘文館、一九八三年五月、八九頁

(4)注(13)上島論文九二頁

羅されている。

三〇号)。

15 「帰源院文書」建武二年一一月一○日足利直義下文(『鎌倉市史 史料編第二』四五○--四五一頁、 『南北朝遺文 関東編1』三

直義に替わって左兵衛 (50)

- 「毛利家文書」建武二年一二月二六日足利直義下文(『大日本古文書毛利家文書』 四、二七五頁)。
- (17)「八木文書」、『大日本史料』六編一四、七六五頁
- (18)足利尊氏下文の初見は元弘三年一二月二九日付 田二郎『日本の古文書 上』岩波書店、二九七頁、一九四九年一二月)、尊氏は後醍醐政権から実質的に離脱した建武二年七月 (袖判。「安保文書」『南北朝遺文 関東編1』二○号)といわれているが

以降、 下文(『思文閣古書資料目録』二三三号、二〇一三年七月、一三五頁)と思われるが、本稿でいうI以前の時期にあっては、 積極化させた。その初見は建武二年七月二○日付で勲功賞として葦谷六郎義顕に越後上田荘内秋丸村を宛行った足利尊氏袖判 勲功賞として所領を御家人武士に宛行う袖判下文を多く発給し、主従制的な支配権の確立による御家人武士の組織化を 筆

者はこれを嚆矢として建武三年一○月日付(「遠山文書」『大日本史料』六編三、八四六頁)までの間に二五点ほどの所領宛行

- (9)『大日本史料』六編三、九○七頁。『南北朝遣文 東北編1』二六一号。『南北朝遺文 関東編1』六一二号。
- 20 石井進編『長福寺文書の研究』山川出版社、一九九二年一月、二四〇号。『大日本史料』六編四、
- (21) 『大日本史料』六編五、四二三頁
- $\widehat{22}$ 東北大学附属図書館所蔵。 『栃木県史 史料編中世三』 一三頁。『南北朝遺文 東北編2』 九九四号。 同関東編3、 一七九二号。
- 23 「高野山文書」 一曆応二年一二月一三日足利直義下文。『大日本史料』六編五、 八一五頁

足利直義発給文書の研究

 $\widehat{24}$ ⅡおよびⅡの間に①建武四年九月二三日足利直義下文(「浅井文書」『南北朝遺文 九州編1』一○四八号)、および②貞和四

(51)

Ξ

- れらは①が「…如元所充行也、 年九月一七日足利直義袖判下文(「詫摩文書」『大日本史料』六編一一、八二四頁。『熊本県史料 任相伝文書、 可領掌之状如件」、また②が「…依参御方、 所宛行也、 五』五四〇頁) 如元可領掌之状如件」な があるが、そ
- る文言をもつことからうかがわれるように、純然たる新恩給与とはいえない。
- (55)建武五年八月の任左兵衛督から袖判方式に移行するまでの期間の直義下文は、①奥上に「左兵衛督(花押)」のケースと、
- ②従来どおりの奥上に「源朝臣(花押)」のケースとの二様がみられる。具体例では、①として、「高野山文書」暦応二年一二
- 月一三日付(『大日本史料』六編五、八一五頁)、および「吉川家文書」暦応四年一〇月二三日付(『大日本古文書 吉川家文書
- 料』六編五、七九五頁)、および「島津家文書」暦応三年一一月二一日付(『大日本古文書 島津家文書一』二〇六頁、『大日本 二』一六八頁、『大日本史料』六編六、九六二頁)があり、また②として、「豊後古文章」暦応二年一一月八日付 (『大日本史

(52)

(26)「吉川家文書」(『大日本史料』六編六、九六二頁。大日本古文書『吉川家文書二』一六八頁)。

史料』六編六、四○二頁。写真版が東京大学史料編纂所影印叢書1『島津家文書歴代亀黌宝鷽』一五七頁に掲載)がある。

(27)村井祐樹・末柄豊編『真如寺所蔵 能勢家文書』(東京大学史料編纂所研究成果報告 二〇一〇—一、二〇一〇年一〇月)五

- 判を尊氏のものとするが、これは直義の誤りである。これ以降袖判下文における直義の袖判は、通常より低い位置に据えられ 足利直義袖判下文の初見ということになる。この文書を収録する『大日本史料』(六編八、九一九頁)は袖
- (28)しかし細かくみると、直義袖判としてはこの康永四年四月七日下文が初見ではない。これより半年ほど前の康永三年九月一

ている

七日直義下知状 (内容は裁許。「大徳寺文書」、『大日本古文書 大徳寺文書四』一○八─一○九頁)があり、おそらくこれが二

頭政治開始後では下文・下知状に据えられた直義袖判としては初見と思われる (御教書を含めると「阿蘇文書」に康永二年四

月の袖判の例がある。 注(29)参照)。

- (2)この上島の指摘の根拠は、「阿蘇文書」康永二年四月二八日足利直義袖判御教書(『大日本古文書 阿蘇文書一』二〇〇頁、『大
- 三四頁に写真あり)と考えられる。しかし、この事例は確かに直義の袖判と思われるが、下文における事例ではないし単発的 日本史料』六編七、六二一頁。なお熊本大学・熊本県立美術館『阿蘇家文書修復完成記念 阿蘇の文化遺産』二〇〇六年九月、

直義下文における袖判の使用の開始について別稿「室町幕府文書」では「康永年間」とする (雄山閣出版『日本古文書学講座

本事例をもって直義下文署判における奥上から袖判への

「境」とするのは無理のように思われる。

なお上島は

(53)

- 中世編Ⅰ』(一九八〇年四月、六四頁)。
- (30)この六例とは以下のものである。いずれも奥上署判。①「毛利家文書」建武四年二月二三日付の三通(いずれも裏書。『大 稲田大学所蔵荻野研究室文書 日本古文書 毛利家文書四』一三七二、一三七三、一三七四号)、②「佐草文書」曆応三年一二月三日付(裹書。吉川弘文館 下巻』三四頁)、③山口県文書館所蔵「譜録」暦応四年閏四月一一日付(毛利家文庫23)、④「士 孠
- 31 『辯補国史大系 公卿補任 二』六〇一頁

林証文」曆応四年八月一二日付(『大日本史料』六編六、八八一頁)。

32 園太暦 足利直義発給文書の研究 康永三年 (一三四四) 九月二三日条 (史料纂集 『園太暦一』一八七頁)。同じ表現が同年一二月二二日条にも見え

る (同二一二頁)。なお関連する史料として「太平記」巻二三に、「其比 (暦応五年 〈康永元、一三四二〉九月の美濃守護土岐

尊氏卿ノ政務ニ代テ天下ノ権柄ヲ執給ヒシカバ、…」、「…皆人恐怖シテ、

直義ノ政道ヲゾ感

頼遠狼藉事件の頃)

ハ直義朝臣、

- ジケル」とあり、直義が尊氏に代わって天下の政務を親裁していた様子を伝え、さらに光厳上皇に狼藉を働いた土岐頼遠を断
- 罪に処した直義の政道に、衆人が畏怖と称賛の声をあげたという記事がある。

(33)総本山金剛峯寺編『高野山文書 第二巻』金剛三昧院文書一四二号。『大日本史料』六編五、八一五頁にも収録

(34)注(13)上島論文九八頁

35

現行の刊本史料では、実は足利直義袖判下文の案や写であるものを、

- 家雲箋」『大日本史料』六編五、四二三頁)、②康永四年一○月二七日袖判下文(「正閏史料」『大日本史料』六編九、四一九頁)、 られて、尊氏の袖判下文とみなしている事例が少なくないと思われる。実例を挙げると、①暦応二年二月一八日袖判下文(「武
- 説話」『大日本史料』六編一一、五六九頁)。これらはいずれも足利直義袖判下文とみたほうがはるかに合理的でしかも活きて ③貞和元年一二月一七日袖判下文(「正閏史料」『大日本史料』六編九、四七七頁)、④貞和四年五月二七日袖判下文(「豊西
- (36)そうした方向での研究成果として、大山喬平編 許状と安堵状―安堵と裁許のあいだ―」(「立命館文学」六二四、二〇一二年一月)などがあげられるが、これらは室町幕府の 『中世裁許状の研究』 塙書房、二○○八年一○月、 熊谷隆之「鎌倉幕府の裁

裁許状を扱ったものではない。

武(54)

その「判」を尊氏のものとする後世の誤注記に引きず

- 37 **す播磨国矢野荘例名内那波・佐方両浦領家職の事についての判決。「東寺百合文書せ」、『大日本史料』六編一二、七七四―七** 直義の裁許状が引付奉書によって施行された一事例をあげると、 貞和五年閏六月二七日足利直義裁許状 (東寺雑掌光信の申
- 月四日引付頭人上杉重能奉書(「東寺百合文書せ」、『大日本史料』六編一二、七八三―七八四頁)が発された事実がある。
- (38)注(2)佐藤著書一三六—一三七頁

が出た直後、

使節粟生田又次郎にあてて、

もう一人の使節志水左衛門尉と相共に、判決内容の遵行を命ずる同五年七

- (39) 注 (13) 上島論文九五—九六頁
- 40 は、『大日本史料』六編一二、七七三―七七五頁に収録される。また終見文書二通のうち、「若王子神社文書」所収のそれは 史料』六編五、二二―二三頁、また終見の貞和五年閏六月二七日裁許状 なお、 参考までに初見と終見の所在を明記しておく。初見の建武五年八月二七日裁許状 (「若王子神社文書」および「東寺百合文書せ」) 二点 (「石清水八幡宮記録」) は

(55)

も活字版が、『図録 東寺百合文書』(京都府立総合資料館、一九七○年一二月、四九号)に図版が収録されている。

東洋文庫「淡路古文書」に写を収め、他方の「東寺百合文書せ」所収のそれは、『大日本古文書 東寺文書一三』、二〇七頁に

月)二二七―二三〇頁に一覧表あり。ここでは表示分八八点、 および年次不詳のもの二点 (備考欄) を加えて全九〇点書き出 (红)岩元修一「足利直義裁許状の再検討」(『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇〇七年九月。初出は一九九四年三

- しているが、それらのほかにいま二点、 ①「浄土寺文書」(備後) 貞和四年七月九日直義下知状 (『広島県史 古代中世資料編
- Ⅳ』五九一頁。小林一 岳 『元寇と南北朝の動乱 吉川弘文館、二〇〇九年九月、一八七頁に写真あり)、および②最近古書目

足利直義発給文書の研究

録に掲載された、 神護寺関係の暦応四年九月一一日足利直義下知状写(『思文閣古書資料目録』二三五号、二〇一三年一二月、

一六頁。これは新出文書)。これらを追加すると、総計九二点となる。

(42)この数字は直義下知状のうち裁許(所領訴訟の判決)を内容とするものに限ったもので、それ以外の用途の直義下知状とし

て、以下の五点をあげることができる。

①曆応三年五月一七日付(紛失安堵)、「田代文書」『大日本史料』六編六、一五八—一六二頁、②曆応三年六月一〇日付 (祈

閥閱録二』四三〇—四三二頁、 禱所指定)、「東妙寺文書」『大日本史料』六編六、一八一頁、③暦応四年四月二三日付(紛失安堵)、「萩藩閥閲録55. ④ 暦応四年閏四月一七日付 (地頭職安堵)、 「前田家所蔵文書」『大日本史料』六編六、 七七

五頁、 ⑤康永二年一一月二〇日付(買得地安堵)、「岡本文書」『福島県史七』二二五頁

関係、それに禱祷所指定にあったことも認められ、さらに加えて直義下知状は、以下に述べるように禁制にも使用されている。 これらの存在によって、直義下知状の用途が裁許に限らず、実例は多くはないものの、 紛失安堵や買得安堵などの所領安堵

- (43) 注(13) 上島論文九五頁
- (4)注(4)羽下論文、とくに「足利直義の立場」二。
- (45)注(41)岩元著書。引用は同書二三一頁
- (46) 注 (41) 岩元著書二三二頁
- $\widehat{47}$ 注 41 岩元著書二二七―二三○頁所載の 「表 18 足利直義裁許状一 覧 の番号でいうと、 19 ・25 ・29 ・33 ・61 ・85 の六

例、 さらに同表に掲載されなかった二例 (①「田代文書」曆応三年五月一七日付、 『大日本史料』六編六、一五八頁、 ② | 萩

同表の収録対象とはならなかったと思われる。そのほかにもう一例、 藩閥閱録58 暦応四年四月二三日付、 『萩藩閥閲録二』四三〇―四三二頁) (注41) でふれた がある。 あとの二例は紛失安堵を内容としており 『思文閣古書資料目録』二三五号所載

の暦応四年九月一一日足利直義下知状写が「仍下知如件」で書止められている。

- (48) 注 (10) と同じ。
- (49) 注 (13) 上島論文九一頁
- 50 に五歳で夭折した子息如意王丸の追善料所として臨川寺三会院に但馬国太田荘内秦守を寄附したものである。 「臨川寺重書案文」観応二年四月八日足利直義寄進状 (『大日本史料』 六編一四、 九四〇頁) は、 直義が観応二年二月二五日

(57)

- 51 『南北朝遺文 関東編1』一三三号。なおこの文書は『鎌倉市史 史料編二』「円覚寺文書」には収録されていない。
- 『大日本史料』六編一五、五二六頁。原田正俊編『天龍寺文書の研究』思文閣出版、二○○一年三月、四二頁
- (53)「高野山文書」貞和二年六月二三日足利直義書状(『大日本史料』六編九、九五九頁)。これは直義が高野山金剛三昧院に釈

迦三尊像を施入するという内容。書き止めは「敬白」となっており、 かかる寄進状は通常の下文様のものと別扱いすべきであ

ろう。

- (54) 注(13) 上島論文九七頁。
- (5)「観念寺文書」『大日本史料』六編三、五九八頁。

足利直義発給文書の研究

六二九

六三〇

- 56 「円覚寺文書」 『大日本史料』 六編一五、六○八頁。 『鎌倉市史 史料編 第二』一八四頁。『南北朝遺文 関東編3』三一〇〇号。
- 57 府文書」『日本古文書学講座4 中世編Ⅰ』 建武四年一一月一八日足利直義禁制 (形式は下知状。「大通寺文書」 『大日本史料』 雄山閣、一九八○年四月、六二頁に写真あり)、および同日付禁制 六編四、 四四〇頁。 なお上島有 (「高野山文書

『大日本史料』六編四、四四〇頁)。

- (58)かろうじて、「丹生文書」建武五年八月三日付禁制(『大日本史料』六編五、二頁) 日下に「在御判」とあるのみで、尊氏か直義か即断できない。『大日本史料』もその綱文において判断を留保しているけれど が検討の俎上に載せられるが、これには
- も、直義の可能性が高い。

<u>59</u>

注

2

佐藤著書、

一五二頁。

60 館 小林保夫「南北朝 一九七五年七月)三九三頁。ここで小林が指摘した建武四年一〇月一七日および同年一〇月二一日足利直義過所は、とも ・室町期の過所発給について―室町幕府職制史の基礎的考察―」(『名古屋大学日本史論集 上』吉川弘文

『尼崎市史 第四巻』(尼崎市役所、一九七三年三月)一三九頁に、「尊経閣文庫所蔵 東福寺文書」として収録されている。

いずれも日下書判、御教書の形式をとっている。

(61) 『大日本史料』六編五、八一五頁。

62 この 御判」 室町幕府成立以前の過所は足利尊氏によって出されたとみなし、この文書の発給主体はひとまず尊氏とみておくこと の主について、 『大日本史料』は 「尊氏ヵ」とし、他方『萩藩閥閲録』 は直義とする。どちらを採用するかで

にしたい。

- (63) 注(2) 佐藤著書一六七—一六八頁
- (64)岩波·日本古典文学大系『太平記二』二七五頁。
- (6)例えば吉川弘文館奈良文化財研究所編『仁和寺史料 古文書編一』二〇一三年六月、七七号。
- (66) 注 (13) 上島論文一一五頁。
- (67) 相田二郎 『日本の古文書 上』岩波書店、一九四九年一二月、四八三頁。
- (8) 注(67) 相田著書四八五頁。
- (6) 漆原徹 『中世軍忠状とその世界』吉川弘文館、一九九八年七月。
- (70) 注(4) 羽下論文、特に「足利直義の立場」一。
- 71 高野山衆徒中と根来寺衆徒中に別々にあてた、建武三年七月五日足利尊氏軍勢催促状(「宝簡集」「三宝院文書」、ともに『大

史_{早編古代中世二} 一一頁)。高尾寺衆徒中と栂尾寺寺僧中に別々にあてた建武三年六月一〇日足利直義軍勢催促状 日本史料』 六編三、六一三頁)。 園城寺衆徒中あて観応二年八月一九日足利尊氏軍勢催促状(「円徳寺文書」 『岐阜県

書」、ともに『大日本史料』六編三、五一七―五一八頁)。鰐淵寺北谷衆徒にあてた暦応四年三月二 一四日足利直義軍勢催促状 (「鰐

淵寺文書」『大日本史料』六編六、六九五頁)。走湯山上常行堂衆徒にあてた観応二年一二月二五日足利直義軍勢催促状

(「猪

熊文書」『大日本史料』六編一五、 七〇九頁、 福武書店『猪熊文書一』一三四頁)など。

足利直義発給文書の研究

(森)

六三二

- (72) 注(70) 羽下論文一三一頁。
- (7)「合編白河文書」(『大日本史料』六編二、三一一頁。『南北朝遺文 東北編1』一三四号)。
- (4)「猪熊文書」(福武書店 『猪熊文書一』一三四頁、「士林証文」『大日本史料』六編一五、七○九頁、『南北朝遺文 関東編3』

二一三六号)。

(5) 「結城古文書写」 建武二年一一月二日付のもの以下、多くの同日の軍勢催促状が『大日本史料』六編二、六八四頁以下に収

飼されている

- (76)「木村文書」貞和四年七月八日付(『大日本史料』六編一一、六二七頁)
- 77 「薩藩旧記」(『大日本史料』六編三、一五一頁、『鹿児島県史料 旧記雑録前編一』六五三頁)。
- 「相馬文書」(『大日本史料』六編一五、六四六頁、『南北朝遺文 東北編2』一一○六号)。
- 79 「阿蘇文書」貞和三年三月九日足利直義感状(『大日本史料』六編一〇、五五四頁。『阿蘇の文化遺産』三五頁に写真)。

なお右より以降のものとして、「萩藩閥閲録」貞和四年一○月九日付(『大日本史料』六編一一、八八九頁。『萩藩閥閲録三』

五四七頁)、および「古文書」(内閣文庫所蔵、 「判」とあるのみであるから、発給主体が明確でない。可能性では尊氏より直義の方が高いと思われるが断定はできない 架蔵番号一五九―三九三)に、貞和五年正月九日付があるが、これらは写で日

ので、ここではこれらをいちおう除外した。

(80)「小早川文書」(『大日本史料』六編三、五四六頁)。

- 81 「朽木文書」(『大日本史料』六編四、二○六頁)。内閣文庫影印叢刊『朽木文書 上』七頁。ただし、「追」字はない。
- (82) この文言が、 「阿曾沼文書」建武三年二月一六日足利直義軍勢催促状(『大日本史料』 六編三、八八頁。 『南北朝遺文 関東編
- 利直義軍勢催促状(『大日本史料』六編三、二三〇頁)にみえる「…於恩賞者、忩可有其沙汰之状如件」をひきずった表現で 四〇二号)にみえる「…於恩賞者、 就注進、 殊可有其沙汰之状如件」や、「新編禰寝氏世録正統系図」同年四月一七日足

あることは間違いない。

- 83 属する以下の六点がそれである。これらはひとまずカウントしていない。 刊本史料では尊氏の軍勢催促状とされている案文・写が、 実は直義である可能性の高いものも少なくない。区分のⅠ・Ⅱに
- 島県史料旧記雑録一』六八九頁)、③建武五年二月二二日付(「蠧簡集残編」『大日本史料』六編四、七一四頁)、④暦応二年八

①建武三年一二月二三日付(「萩藩閥閲録」『大日本史料』六編三、三六〇頁)、②建武四年卯月二七日付

(「薩藩旧記」

『鹿児

(61)

- 二〇三頁)、⑥貞和三年一一月二八日付(「得田文書」 『加能古文書』 一八二頁)。 月一八日付(「萩藩閥閱録」『大日本史料』六編五、六八八頁)、⑤曆応三年六月二三日付(「祐清私記」『大日本史料』六編六、
- (84)内閣文庫所蔵「古文書」(架蔵番号159 これが尊氏か直義が不明であるが、ここでは状況から判断して直義とみた。 393 のなかの貞和五年正月九日付感状 (本郷文書) は差出書に「御判」とのみあり、
- (85)『大日本史料』六編一六、一〇二―一〇三頁。
- 86 「三宝院文書」三宝院賢俊あて正平六年一二月二三日足利尊氏書状 足利直義発給文書の研究 (『大日本史料』 六編一五、 七〇四頁)。

87 例えば、「八坂神社文書」観応二年八月二五日足利尊氏御判御教書(『大日本史料』六編一五、 二四〇頁)、「祇園社記続録

観応二年九月八日足利直義御教書(『大日本史料』六編一五、二六三頁)、「松井文庫〈熊本市〉」正平七年二月七日足利尊氏御 (小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅱ図版篇』旺文社、一九九七年九月、一二○頁)。むろん建武三、四年の時点でも

これに類した表現はある(『大日本史料』六編三、五一三頁。同六編四、三二頁。同六編七、 補遺九頁)。

判御教書

(88)笠松「僧の忠節」(平凡社『法と言葉の中世史』一九八四年九月。初出は同年一月)。拙著『戦争の日本史8

南北朝の動乱

吉川弘文館、二〇〇七年九月、一三一—一三四頁参照

89 五壇法については拙稿「五壇法の史的研究」(『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年一〇月。 初出は一九九四年

(62)

借りて訂正しておく 三月)参照。また直義主催の五壇法については併載した「五壇法修法一覧」 (道場)」の欄において、「三条坊門典厩亭」を足利直義亭とみたのは誤りで、正しくは足利義詮亭である。この場を の38の事例を参照。 なお、 同一覧表の窓のケース

(90)「醍醐寺文書」建武二年一一月一○日足利直義御祈御教書(『大日本古文書 醍醐寺文書二』三五六頁、『大日本史料』六編二、

91 「鐵舟寺文書」観応二年一二月一八日足利直義御祈御教書 (『大日本史料』 六編一五、六八八頁、 『南北朝遺文 関東編3』二

書館紀要二」八二頁に写真あり) | 二七号) 。なお「金蓮寺文書」観応二年一二月二七日足利直義御祈御教書 の文面は 「当寺造営事、 早専興隆、 可抽祈禱精誠之状如件」であるが、これを採用すれば、 (『大日本史料』 六編一五、 七一三頁、 「藤沢市文

その終見はもう少し下がることになる。

- 92 尊氏の嫡子義詮の御祈御教書も、 「東寺文書射」貞和六年二月二一日付 (『大日本史料』 六編一三、 四三九頁)を初めとして
- 約三○点収集したが、それらはすべてⅢに属する。
- (93)直義が、天下静謐・凶徒退治・五穀豊穣など天下万民の招福のためには密教祈禱修法の法力・効験に大きな期待をかけたこ 「醍醐寺文書」に収める直義の賢俊あての書状に明白である(『大日本古文書 醍醐寺文書十』二三二四号)。一方、

容れない性格を有したことはすでに玉村竹二によって指摘されている (玉村 「足利直義禅宗信仰の性格」『日本禅宗史論集 下

その個人的な信仰において祈禱などといった現世利益とつながるものと相

(63)

無学祖元の仏光派に連なる足利直義が、

- 之二』思文閣出版、一九八一年一月、一〇五頁)。
- 館の古文書5』一九八九年一一月、一一頁に写真)。観応二年には御家人武士の官途申状の袖に尊氏が証判を据えた事例がみ 「伊達文書」正平六年 (観応二) 一二月二一日足利尊氏官途推挙状 (『大日本史料』 六編一五、六九二頁。 思文閣出版

え(『大日本史料』六編一四、七二二、八五四頁)、また足利義詮の官途推挙状も登場する(「島津家文書」正平六年一一月一

- 五日足利義詮官途推挙状、『大日本古文書 島津家文書二』一頁、『大日本史料』六編一五、 五八八頁)。
- 95 ける尊氏・直義・義詮三者の官途推挙権の特質を政治史的な文脈のなかで論じたもので、 金子拓 「初期室町幕府・御家人と官位」 (同 『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、 一九九八年一二月) 直義のそれについても興味深い指摘 は 当該期 にお

足利直義発給文書の研究(査がなされている(同書四四―七二頁)

六三五

(96)「東妙寺文書」暦応三年六月一○日足利直義下知状(『大日本史料』六編六、一八一頁)。なお、「将軍家御祈禱所」とある「吸 江寺文書」康永二年七月一二日寄進状(『大日本史料』六編七、六七六頁)は存疑の写で、『大日本史料』の綱文は発給者を尊

氏とする。

(97)「円覚寺文書」建武三年八月一三日足利尊氏御教書(『大日本史料』六編三、四○七頁。『鎌倉市史 史料編二』一四九─一五 ○頁)、「西行雑録」暦応元年一一月一六日足利尊氏御判御教書(『大日本史料』六編五、一三○―一三一頁)。ただしこれは写

で、署判部分は「尊氏 判」となっている。

- (98)「反町英作氏所蔵文書」暦応三年三月二七日足利直義御教書(『南北朝遺文 関東編2』一一〇二号)。
- 99 「慶応義塾大学図書館所蔵反町文書」貞和四年一一月七日足利直義御教書(『南北朝遺文 関東編3』一七九四号)

(64)

(⑪) 『大日本史料』六編三、七一〇頁、『南北朝遺文 関東編1』五二九号。小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅱ図版篇』 (旺文社

一九九七年九月)六〇頁に写真

- (⑪)『佐賀県史料集成 二』二五一頁。
- (⑫) 『大日本史料』六編四、八九五頁: 『増補続史料大成 蔭涼軒日録 二』二四六頁、『南北朝遺文 関東編1』八五七号。
- (⒀)『大日本史料』六編七、四六○頁、『南北朝遺文 関東編2』一三七六号。
- (⑭)今枝愛真『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七○年八月。
- (ધ) 松尾剛次『日本中世の律と禅』吉川弘文館、二〇〇三年一〇月。

- 106 注 104 今枝著書、 八〇一八一頁
- 107 「久米田寺文書 | 建武五年五月一七日足利直義御教書(『大日本史料』 六編五、五九一頁)。
- 暦応三年五月一○日足利直義御教書、 注(14)今枝著書一〇八頁

「興福寺文書」(豊前)

「神田孝平所蔵文書」貞和元年一一月一九日足利直義御教書(『大日本史料』六編八、七二八頁。六編九、四五○頁)、「三国

地志」貞和二年六月六日足利直義御教書(『大日本史料』六編九、九四九頁)などの文中に見える。なお「安国寺」「利生塔 [園太暦]

巻一』一四七―一四九頁)。そこでは、それが「武家申詞」という方法で公家に申し入れられ という「通号」決定をめぐる公武の折衝過程の一齣が 康永三年七月二五日条によって知られる(史料纂集 (申し入れを受けた勧修寺経顕は

しかも幕府が「可為勅裁」と認識していること、「通号」たることが「後代大切」と申し添えていることは本

(65)

件に対する幕府の姿勢をうかがううえで注意してよい。

- (11) ただ一点、注 (回)の直義御教書のみわずかに外れるが、おおまかにみればこれも含めて何ら問題は生じない。
- (⑴)「法観寺文書」暦応元年九月一六日足利尊氏寄進状(『大日本史料』六編五、六二頁)、「最御崎寺文書」暦応四年一一月二九 日 同寄進状(『大日本史料』六編六、九八〇頁)、「相良家文書」同年一二月二〇日同寄進状 (『大日本史料』六編六、九九五頁)、

「太宰管内志」康永元年九月二日同寄進状(『大日本史料』六編七、三一四頁)、貞和元年一二月三日同寄進状 (|大日本史料

四七二頁)、「安国寺文書 〈綾部市〉」貞和二年一二月二八日同寄進状(『大日本史料』六編一○、三二一頁

112 「国立国会図書館所蔵文書」「建武四」二月八日足利直義御教書 (『所 蔵貴重書解題四』 九号、 口絵写真あり)だけは御

足利直義発給文書の研究

教書形式でありながら元来無年号である (「建武四」は貼紙)。

- (⑴)「東寺文書射」康永二年一○月三○日足利直義書状 (『大日本史料』 六編七、 七四九頁) は書状でありながら、書き下し年号
- (汕)当該期の公武中枢の政治的関係をうかがううえで、田中奈保「貞和年間の公武徳政構想とその挫折」(阿部猛編『中世政治 をとおして、公武呼応した徳政構想の展開から挫折に至る経緯を史料に即して具体的に考察し、さらに観応擾乱生起の原因に 史の研究』日本史史料研究会企画部、二〇一〇年九月)が有益である。この論考は、光厳上皇と足利直義との政治的連携関係
- 115 拙著 『強証南北朝期公武関係史の研究』 (思文閣出版、二〇〇八年七月、 初出は一九八四年六月) 三六一―四一三頁。

まで説き及んだものである

 $\widehat{116}$ 同右、三七一頁の25 注 115 拙著三六八―三六九頁掲載の表番号9と12

117

- 118 Ŧi. 同右、三七二頁の29。および「妙心寺文書」(貞和五年ヵ)四月二四日勧修寺経顕消息案。この文書は、二〇〇八年一〇月 Ħ 敦賀市プラザ萬象で開催された第四一回日本古文書学会大会において、 田中奈保が 「室町幕府開創期における朝幕関係
- 勧修寺経顕の活動を中心に―」と題する報告で使用した資料レジュメに掲載されたものである。
- 119 1 「如意宝珠御修法日記紙背文書」建武二年九月二七日足利尊氏下文(『南北朝遺文 関東編1』二九六号)、②「皆川文書

建武三年正月二二日足利尊氏下文(『栃木県史 史料編中世一』一五七頁、 『南北朝遺文 関東編1』三八三号)、③「上杉家文

書 建武四年卯月二一日足利尊氏補任状 (『大日本古文書 上杉家文書三』二三〇一二三一頁)、④「佐々木文書」建武五年卯

月一 四日足利尊氏補任状 (東京大学史料編纂所影写本「佐々木文書二」)。

- (⑿)「佐々木文書」康永二年八月二○日足利尊氏御判御教書(『大日本史料』六編七、七○八頁)。
- 「改姓築山河野家之譜」(観応元年)一二月二四日足利直義御教書(『大日本史料』六編一四、一三六頁)。
- (⑫)以下の四点である。①「若王子神社文書せ」貞和五年閏六月二七日足利直義裁許状(『大日本史料』六編一二、七七三頁、東

洋文庫「淡路古文書」に写あり)、②「東寺百合文書せ」同日付足利直義裁許状(『大日本史料』六編一二、七七四頁、 『図録東寺百合文書』一九七〇年一二月、 四九号)、③「忌宮神社文書」 貞和五年七月一二日足利直義御教書

同日付足利直義御教書

(同一五〇頁)。

(67)

(『山口県史 史料編中世四』一九七頁、『大日本史料』六編一二、七九八頁)、④同文書、

あったものが、③④になると日下に移っているが、これは裁許状と御教書という文書形式のちがいによろう。 の武家の花押としては最大のものである」(注(3)所掲上鳥論文九六―九七頁)。また署判の位置を見ると、①②では奥上で なお花押の大きさについては、②の奥上に据えられた直義の花押は「実に堂々としており、 幅も一〇・五センチと、この時代

123 花押の巨大化の理由としてはこれまで直義の政治的自信の高まりとみてきたが、 近年黒田日出男は、貞和三年六月八日に誕

生した直義の子息如意王丸(『大日本史料』六編一〇、六九一―六九七頁に関係史料を網羅)

に注目し、「『政務』

(政道

をみ

る自分 (直義のこと=筆者注) の地位・立場をわが子へ継承させたいという願望が絡んでいると思うのだ。 あの直義も、 愛児

を思う一人の父であった」と述べ、如意王丸の関わりをクローズアップさせた(『国宝神護寺三像とは何か』角川書店、二〇

足利直義発給文書の研究

一二年六月、三一九頁)。この意見は大変魅力的なもので、傾聴に値する。

(四)足利直冬の花押については、藤原良章「花押が語る足利直冬」、「付 足利直冬の花押」(『中世的思惟とその社会』吉川弘文

館、一九九七年五月、初出は一九八六年、一九八八年)に詳しい。

(25)『新撰日本古典文庫 3 梅松論・源威集』(現代思潮社、一九七五年八月) 一三八頁。

(迢)古くは石井進「統治権的支配権(将軍権力の二元性)」(近藤出版社『中世史ハンドブック』一九七三年六月、一四九頁)、

近年では新田一郎「統治権的支配権」(「日本歴史」七〇〇、二〇〇六年九月)。

〔追記〕本稿執筆のための史料収集において、本多博之氏・井上聡氏のお手をわずらわせた。記して謝意を表したい。

(三〇一三、一〇、二五

脱稿)

(68)